

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部
を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案新旧対照条文目次

地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）（第二条関係）	1
放送法施行令（昭和二十五年政令第六十三号）（第二条関係）	3
貿易保険法施行令（昭和二十八年政令第四百十一号）（第二条関係）	5
奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）（第一条関係）	6
鉱害賠償供託金配当令（昭和三十二年政令第十二号）（第二条関係）	7
所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）（第二条関係）	8
法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）（第二条関係）	16
預金保険法施行令（昭和四十六年政令第一百十一号）（第二条関係）	19
沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第八十六号）（第一条関係）	20
農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和四十八年政令第二百一十一号）（第二条関係）	21
空港周辺整備債券令（昭和五十年政令第十号）（第二条関係）	22
財形住宅債券令（昭和五十一年政令第三百二十二号）（第二条関係）	23
外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）（第二条関係）	24
民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百七十五号）（第一条関係）	25
消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）（第二条関係）	26
全国を地区とする信用金庫連合会の全国連合会債の発行に関する政令（平成元年政令第二百十八号）（第一条関係）	28
水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）（第二条関係）	29
日本私立学校振興・共済事業団法施行令（平成九年政令第三百五十四号）（第二条関係）	30
預金保険機構債令（平成十年政令第二十八号）（第二条関係）	31

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）（第一条関係）	32
農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）（第二条関係）	33
銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令（平成十三年政令第四百二十六号）（第二条関係）	34
独立行政法人造幣局法施行令（平成十四年政令第三百八十号）（第二条関係）	35
独立行政法人国立印刷局法施行令（平成十四年政令第三百八十二号）（第二条関係）	36
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（第二条関係）	37
独立行政法人日本万国博覧会記念機構法施行令（平成十五年政令第三百二十七号）（第二条関係）	38
独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（第二条関係）	39
独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）（第二条関係）	40
国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（第二条関係）	41
独立行政法人国立大学財務・経営センター法施行令（平成十五年政令第四百八十一号）（第二条関係）	42
独立行政法人環境再生保全機構法施行令（平成十五年政令第四百八十九号）（第二条関係）	43
独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（第二条関係）	44
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令（平成十五年政令第五百五十四号）（第二条関係）	45
独立行政法人雇用・能力開発機構法施行令（平成十五年政令第五百五十五号）（第二条関係）	46
独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）（第二条関係）	47
独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）（第二条関係）	48
独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（第二条関係）	49
独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第八十二号）（第二条関係）	50
公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）（第二条関係）	51
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）（第二条関係）	52
独立行政法人日本原子力研究開発機構法施行令（平成十七年政令第二百二十四号）（第二条関係）	53
独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）（第二条関係）	54

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）（第二条関係）	55
地方公営企業等金融機構法施行令（平成十九年政令第三百八十四号）（第二条関係）	56
独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令（平成二十年政令第二百二十八号）（第二条関係）	57
株式会社商工組合中央金庫法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十年政令第百八十号）（第一条関係）	58
相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）（第三条関係）	59
地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）（第五条関係）	60
商品取引所法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）（第七条関係）	62
関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）（第八条関係）	65
租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（第十条関係）	67
道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）（第十二条関係）	80
国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）（第十三条関係）	81
割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）（第十四条関係）	84
国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）（第十五条関係）	85
金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）（第十七条関係）	87
積立式宅地建物販売業法施行令（昭和四十六年政令第三百四十五号）（第十八条関係）	98
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和五十二年政令第三百十七号）（第十九条関係）	99
前払式証券の規制等に関する法律施行令（平成二年政令第百九十三号）（第二十条関係）	101
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）（第二十一条関係）	103
保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）（第二十二条関係）	105
金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）（第二十三条関係）	107
担保付社債信託法施行令（平成十四年政令第五十一号）（第二十四条関係）	108
株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十六年政令第二百六十六号）（第二十五条関係）	109

信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）（第二十六条関係）	111
租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成十七年政令第百三号）（第二十七条関係）	114
社債等の振替に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第三百七十号）（第二十八条関係）	116

地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>（振替地方債への準用等）</p> <p>第三十条 第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項、第二十八條及び前條の規定は、<u>社債、株式等の振替に関する法律</u>（平成十三年法律第七十五号）の規定の適用がある地方債（以下この条、次条及び第三十四条第二項において「振替地方債」という。）を起こす場合について準用する。この場合において、第二十四条第一項第四号中「<u>券面金額</u>」とあるのは「<u>金額</u>」と、同項第十号中「<u>地方債証券を記名式又は無記名式に限つたときは、その旨</u>」とあるのは「<u>社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用がある旨</u>」と、同条第二項中「<u>数</u>」とあるのは「<u>数、第三十条第二項に規定する振替口座</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（交付の方法による振替地方債の発行）</p> <p>第三十一条 地方公共団体は、交付の方法によつて振替地方債を起こす場合においては、<u>社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用がある旨を交付を受けようとする者に告げなければならない。</u></p> <p>2（略）</p>	<p>（振替地方債への準用等）</p> <p>第三十条 第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項、第二十八條及び前條の規定は、<u>社債等の振替に関する法律</u>（平成十三年法律第七十五号）の規定の適用がある地方債（以下この条、次条及び第三十四条第二項において「振替地方債」という。）を起こす場合について準用する。この場合において、第二十四条第一項第四号中「<u>券面金額</u>」とあるのは「<u>金額</u>」と、同項第十号中「<u>地方債証券を記名式又は無記名式に限つたときは、その旨</u>」とあるのは「<u>社債等の振替に関する法律の規定の適用がある旨</u>」と、同条第二項中「<u>数</u>」とあるのは「<u>数、第三十条第二項に規定する振替口座</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（交付の方法による振替地方債の発行）</p> <p>第三十一条 地方公共団体は、交付の方法によつて振替地方債を起こす場合においては、<u>社債等の振替に関する法律の規定の適用がある旨を交付を受けようとする者に告げなければならない。</u></p> <p>2（略）</p>

<p>(地方債証券原簿)</p> <p>第三十四条 (略)</p> <p>2 前項の地方債証券原簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 振替地方債については、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用がある旨</p> <p>六 (略)</p> <p>3 } 5 (略)</p>	<p>(地方債証券原簿)</p> <p>第三十四条 (略)</p> <p>2 前項の地方債証券原簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 振替地方債については、社債等の振替に関する法律の規定の適用がある旨</p> <p>六 (略)</p> <p>3 } 5 (略)</p>
---	--

放送法施行令（昭和二十五年政令第六十三号）（第二条関係）

改正案

（放送債券に関する会社法及び社債、株式等の振替に関する法律の準用）

第三条 放送債券に関しては、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四編、第七編第二章第七節、第八百六十八条第三項、第八百六十九条、第八百七十条（第三号及び第十号から第十二号までに係る部分に限る。）、第八百七十一条（第一号を除く。）、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条（第一号及び第二号を除く。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条並びに社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第八十四条（第四項を除く。）、第八十五条、第八十六条及び第八十六条の三の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
社債、株式等の振替に関する法律第八十四条第一項及	（略）	（略）

現行

（放送債券に関する会社法及び社債等の振替に関する法律の準用）

第三条 放送債券に関しては、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四編、第七編第二章第七節、第八百六十八条第三項、第八百六十九条、第八百七十条（第三号及び第十号から第十二号までに係る部分に限る。）、第八百七十一条（第一号を除く。）、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条（第一号及び第二号を除く。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条並びに社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第八十四条（第四項を除く。）、第八十五条、第八十六条及び第八十六条の三の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
社債等の振替に関する法律第八十四条第一項及び第三	（略）	（略）

社債、株式等の振替に関する法律第八十六条第三項	(略)	社債、株式等の振替に関する法律第八十五条		社債、株式等の振替に関する法律第八十六条第三項並びに第八十六条の三
		(略)	(略)	
社債、株式等の振替に関する法律第八十六条第三項	(略)	社債等の振替に関する法律第八十五条		項、第八十五条、第八十六条第一項並びに第八十六条の三
		(略)	(略)	

貿易保険法施行令（昭和二十八年政令第四百十一号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>（貿易保険債券申込証） 第七条（略）</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある貿易保険債券（次条第二項において「振替貿易保険債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該貿易保険債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を貿易保険債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（貿易保険債券申込証） 第七条（略）</p> <p>2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある貿易保険債券（次条第二項において「振替貿易保険債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該貿易保険債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を貿易保険債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百二十九号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>（奄美群島振興開発債券申込証） 第十六条（略）</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある奄美群島振興開発債券（次条第二項において「振替奄美群島振興開発債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該奄美群島振興開発債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を奄美群島振興開発債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（奄美群島振興開発債券申込証） 第十六条（略）</p> <p>2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある奄美群島振興開発債券（次条第二項において「振替奄美群島振興開発債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該奄美群島振興開発債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を奄美群島振興開発債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

鉱害賠償供託金配当令（昭和三十二年政令第十二号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>（国債の換価）</p> <p>第七条 経済産業局長は、国債（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。）が供託されている場合において、必要があるときは、配当表の作成前にこれを換価しなければならない。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。</p>	<p>（国債の換価）</p> <p>第七条 経済産業局長は、国債（その権利の帰属が社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。）が供託されている場合において、必要があるときは、配当表の作成前にこれを換価しなければならない。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。</p>

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>（用語の意義）</p> <p>第三十一条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 金融機関の振替口座簿 第三十二条第一号、第四号及び第五号に掲げる者が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により備え付ける振替口座簿をいう。</p> <p>（公社債等の利子等のうち公共法人等が引き続き所有していた期間の金額）</p> <p>第五十一条 法第十一条第一項及び第二項（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 法第十一条第一項に規定する内国法人（以下この条から第五十一条の三までにおいて「公共法人等」という。）又は法第十一条第二項に規定する公益信託若しくは加入者保護信託（以下この条から第五十一条の三までにおいて「公益信託等」という。）の受託者が、その所有し、又はその公益信託等の信託財産に属する法</p>	<p>（用語の意義）</p> <p>第三十一条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 金融機関の振替口座簿 第三十二条第一号、第四号及び第五号に掲げる者が社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により備え付ける振替口座簿をいう。</p> <p>（公社債等の利子等のうち公共法人等が引き続き所有していた期間の金額）</p> <p>第五十一条 法第十一条第一項及び第二項（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 法第十一条第一項に規定する内国法人（以下この条から第五十一条の三までにおいて「公共法人等」という。）又は法第十一条第二項に規定する公益信託若しくは加入者保護信託（以下この条から第五十一条の三までにおいて「公益信託等」という。）の受託者が、その所有し、又はその公益信託等の信託財産に属する法</p>

第十一条第一項に規定する公社債等（以下この条から第五十一条の三までにおいて「公社債等」という。）に係る有価証券につきその利子等（同項に規定する利子等をいう。以下この条から第五十一条の三までにおいて同じ。）の計算期間を通じて次条第一項の規定により金融機関の振替口座簿（第三十二条第一号、第四号及び第五号（金融機関等の範囲）に掲げる者が社債、株式等の振替に関する法律の規定により備え付ける振替口座簿をいう。以下この条及び次条において同じ。）に記載若しくは記録を受け、又は保管の委託をしている場合 当該計算期間に対応する利子等の額

二（略）

（国内にある資産の所得）

第二百八十条（略）

2 次に掲げる資産の譲渡（租税特別措置法第三十七条の十第三項又は第四項（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）の規定によりその額及び価額の合計額が同条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭及び金銭以外の資産の交付の基因となつた同条第三項又は第四項各号に規定する事由に基づく同条第二項に規定する株式等についての当該金銭の額及び当該金銭以外の資産の価額に対応する権利の移転又は消滅を含む。以下この項において同じ。）により生ずる所得は、法第六十一条第一号に規定する国内にある資産の譲渡により生ずる所得とする。

第十一条第一項に規定する公社債等（以下この条から第五十一条の三までにおいて「公社債等」という。）に係る有価証券につきその利子等（同項に規定する利子等をいう。以下この条から第五十一条の三までにおいて同じ。）の計算期間を通じて次条第一項の規定により金融機関の振替口座簿（第三十二条第一号、第四号及び第五号（金融機関等の範囲）に掲げる者が社債等の振替に関する法律の規定により備え付ける振替口座簿をいう。以下この条及び次条において同じ。）に記載若しくは記録を受け、又は保管の委託をしている場合 当該計算期間に対応する利子等の額

二（略）

（国内にある資産の所得）

第二百八十条（略）

2 次に掲げる資産の譲渡（租税特別措置法第三十七条の十第三項又は第四項（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）の規定によりその額及び価額の合計額が同条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭及び金銭以外の資産の交付の基因となつた同条第三項又は第四項各号に規定する事由に基づく同条第二項に規定する株式等についての当該金銭の額及び当該金銭以外の資産の価額に対応する権利の移転又は消滅を含む。以下この項において同じ。）により生ずる所得は、法第六十一条第一号に規定する国内にある資産の譲渡により生ずる所得とする。

一・二 (略)

三 次に掲げる公社債又は持分

イ (略)

ロ 社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿に記載又は記録がされている公社債

ハ (略)

四 十四 (略)

(預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知)

第三百三十六条 (略)

2 利子等又は配当等につき支払を受ける者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その者は、その支払を受ける当該各号に掲げる利子等又は配当等につき前項の規定による告知をしたものとみなす。

一・二 (略)

三 利子等又は配当等につき支払を受ける者が、金融機関の営業所等において金融機関が社債、株式等の振替に関する法律の規定により備え付ける振替口座簿又は金融機関の営業所等を通じて当該金融機関以外の振替機関等(同法第二条第五項(定義)に規定する振替機関等をいい、同法第四十八条(日本銀行が国債の振替に関する業務を営む場合の特例)の規定により同法第二条第二項に規定する振替機関とみなされる者を含む。)が同法の規定により備え付ける振替口座簿に係る口座の開設を受ける際、その者の氏

一・二 (略)

三 次に掲げる公社債又は持分

イ (略)

ロ 社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿に記載又は記録がされている公社債

ハ (略)

四 十四 (略)

(預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知)

第三百三十六条 (略)

2 利子等又は配当等につき支払を受ける者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その者は、その支払を受ける当該各号に掲げる利子等又は配当等につき前項の規定による告知をしたものとみなす。

一・二 (略)

三 利子等又は配当等につき支払を受ける者が、金融機関の営業所等において金融機関が社債等の振替に関する法律の規定により備え付ける振替口座簿又は金融機関の営業所等を通じて当該金融機関以外の振替機関等(同法第二条第五項(定義)に規定する振替機関等をいい、同法第四十八条(日本銀行が国債の振替に関する業務を営む場合の特例)の規定により同法第二条第二項に規定する振替機関とみなされる者を含む。)が同法の規定により備え付ける振替口座簿に係る口座の開設を受ける際、その者の氏名又は

名又は名称及び住所を、当該金融機関の営業所等の長に告知している場合 当該口座に係る当該振替口座簿に記載又は記録を受けている預貯金等に係る利子等又は配当等

四、六 (略)

七 配当等につき支払を受ける者が、金融機関の営業所等において金融機関が社債、株式等の振替に関する法律の規定により備え付ける振替口座簿又は金融機関の営業所等を通じて当該金融機関以外の振替機関等(同法第二条第五項に規定する振替機関等をいう。)が同法の規定により備え付ける振替口座簿に係る口座の開設を受ける際、その者の氏名又は名称及び住所を、当該金融機関の営業所等の長に告知している場合 当該口座に係る当該振替口座簿に記載又は記録を受けている株式等に係る配当等

3、5 (略)

(貯蓄取扱機関等の営業所の長の確認等)

第三百三十八条 (略)

2 (略)

3 貯蓄取扱機関等の営業所の長は、第三百三十六条第一項から第三項までの規定による告知(以下この項において「告知」という。)に係る公社債につき国債に関する法律の規定による登録の取次ぎをする場合又は告知に係る公社債若しくは貸付信託、投資信託、特定受益証券発行信託若しくは特定目的信託の受益権につき社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載若しくは記録

名称及び住所を、当該金融機関の営業所等の長に告知している場合 当該口座に係る当該振替口座簿に記載又は記録を受けている預貯金等に係る利子等又は配当等

四、六 (略)

七 配当等につき支払を受ける者が、金融機関の営業所等において金融機関が社債等の振替に関する法律の規定により備え付ける振替口座簿又は金融機関の営業所等を通じて当該金融機関以外の振替機関等(同法第二条第五項に規定する振替機関等をいう。)が同法の規定により備え付ける振替口座簿に係る口座の開設を受ける際、その者の氏名又は名称及び住所を、当該金融機関の営業所等の長に告知している場合 当該口座に係る当該振替口座簿に記載又は記録を受けている株式等に係る配当等

3、5 (略)

(貯蓄取扱機関等の営業所の長の確認等)

第三百三十八条 (略)

2 (略)

3 貯蓄取扱機関等の営業所の長は、第三百三十六条第一項から第三項までの規定による告知(以下この項において「告知」という。)に係る公社債につき国債に関する法律の規定による登録の取次ぎをする場合又は告知に係る公社債若しくは貸付信託、投資信託、特定受益証券発行信託若しくは特定目的信託の受益権につき社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載若しくは記録に係る

に係る振替の取次ぎ若しくは保管の委託の取次ぎをする場合には、その登録の取次ぎ又はその振替の取次ぎ若しくは保管の委託の取次ぎをする際、当該登録の取扱いをする者又は当該振替口座簿に記載若しくは記録をする者若しくは当該保管の委託を受ける者に対し、第一項の確認をした氏名又は名称及び住所並びに当該確認した旨を、通知しなければならない。

4・5 (略)

(無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等)

第三百三十九条 (略)

2・8 (略)

9 第三百三十七条(告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)の規定は第一項に規定する支払を受ける者が同項若しくは第三項に規定する告知書又は第四項(第五項において準用する場合を含む)に規定する書類を提出する場合について、前条の規定は無記名公社債等の利子等の支払の取扱者(第二項の規定により支払の取扱者とみなされる者を含む。)が当該告知書又は書類を受理した場合について、それぞれ準用する。この場合において、第三百三十七条第一項中「前条第一項に規定する利子等又は配当等」とあるのは、「第三百三十九条第一項(無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等)に規定する利子等」と、「から同条第三項までの規定による告知をする際、当該告知をする同条第一項に規定する支払事務取扱者(同条第四項第二号に掲げる金融機関の営業所等の長を含む)」と

振替の取次ぎ若しくは保管の委託の取次ぎをする場合には、その登録の取次ぎ又はその振替の取次ぎ若しくは保管の委託の取次ぎをする際、当該登録の取扱いをする者又は当該振替口座簿に記載若しくは記録をする者若しくは当該保管の委託を受ける者に対し、第一項の確認をした氏名又は名称及び住所並びに当該確認した旨を、通知しなければならない。

4・5 (略)

(無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等)

第三百三十九条 (略)

2・8 (略)

9 第三百三十七条(告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)の規定は第一項に規定する支払を受ける者が同項若しくは第三項に規定する告知書又は第四項(第五項において準用する場合を含む)に規定する書類を提出する場合について、前条の規定は無記名公社債等の利子等の支払の取扱者(第二項の規定により支払の取扱者とみなされる者を含む。)が当該告知書又は書類を受理した場合について、それぞれ準用する。この場合において、第三百三十七条第一項中「前条第一項に規定する利子等又は配当等」とあるのは、「第三百三十九条第一項(無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等)に規定する利子等」と、「から同条第三項までの規定による告知をする際、当該告知をする同条第一項に規定する支払事務取扱者(同条第四項第二号に掲げる金融機関の営業所等の長を含む)」と

あるのは「若しくは同条第三項又は同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する告知書又は書類の提出をする際、当該告知書又は書類を提出する支払の取扱者（第三百三十九条第二項の規定により支払の取扱者とみなされる者を含む）」と、同条第三項中「前条第一項に規定する利子等又は配当等」とあるのは「第三百三十九条第一項に規定する利子等」と、「から同条第三項までの規定による告知」とあるのは「若しくは同条第三項又は同条第四項に規定する告知書又は書類の提出」と、「当該告知をする」とあるのは「当該告知書又は書類に記載された」と、前条第一項中「第三百三十六条第一項から第三項まで（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）」の規定による告知」とあるのは「次条第一項若しくは第三項又は同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する告知書又は書類の提出」と、「当該告知があつた」とあるのは「当該告知書又は書類に記載された」と、「当該告知の際」とあるのは「当該告知書又は書類の提出の際」と、「告知をした者」とあるのは「告知書又は書類の提出をした者」と、「前条第三項」とあるのは「次条第九項の規定により読み替えられた前条第三項」と、同条第二項中「利子等又は配当等」とあるのは「利子等」と、同条第三項中「第三百三十六条第一項から第三項までの規定による告知（以下この項において「告知」という。）に係る公社債」とあるのは「次条第三項の保管の委託を受けた無記名公社債等」と、「告知に係る公社債若しくは貸付信託、投資信託、特定受益証券

あるのは「若しくは同条第三項又は同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する告知書又は書類の提出をする際、当該告知書又は書類を提出する支払の取扱者（第三百三十九条第二項の規定により支払の取扱者とみなされる者を含む）」と、同条第三項中「前条第一項に規定する利子等又は配当等」とあるのは「第三百三十九条第一項に規定する利子等」と、「から同条第三項までの規定による告知」とあるのは「若しくは同条第三項又は同条第四項に規定する告知書又は書類の提出」と、「当該告知をする」とあるのは「当該告知書又は書類に記載された」と、前条第一項中「第三百三十六条第一項から第三項まで（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）」の規定による告知」とあるのは「次条第一項若しくは第三項又は同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する告知書又は書類の提出」と、「当該告知があつた」とあるのは「当該告知書又は書類に記載された」と、「当該告知の際」とあるのは「当該告知書又は書類の提出の際」と、「告知をした者」とあるのは「告知書又は書類の提出をした者」と、「前条第三項」とあるのは「次条第九項の規定により読み替えられた前条第三項」と、同条第二項中「利子等又は配当等」とあるのは「利子等」と、同条第三項中「第三百三十六条第一項から第三項までの規定による告知（以下この項において「告知」という。）に係る公社債」とあるのは「次条第三項の保管の委託を受けた無記名公社債等」と、「告知に係る公社債若しくは貸付信託、投資信託、特定受益証券

発行信託若しくは特定目的信託の受益権につき社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載若しくは記録に係る振替の取次ぎ若しくは」とあるのは「同項の保管の委託の取次ぎに係る無記名公社債等につき」と、「その振替の取次ぎ若しくは保管」とあるのは「その保管」と、「当該振替口座簿に記載若しくは記録をする者若しくは当該保管」とあるのは「当該保管」と、同条第四項中「並びに同項に規定する振替口座簿に記載又は記録をする者及び保管」とあるのは「及び同項に規定する保管」と、「有価証券の振替に関する帳簿、株主名簿」とあるのは「株主名簿」と、「又は当該通知の内容を記載した書類」とあるのは「及び次条第一項若しくは第三項若しくは同条第四項に規定する告知書若しくは書類又は当該通知の内容を記載した書類」と、同条第五項中「若しくは有価証券の振替又は有価証券」とあるのは「又は有価証券」と、「又は振替若しくは保管」とあるのは「又は保管」と、それぞれ読み替えるものとする。

10 (略)

(株式等の譲渡の対価の受領者の告知)

第三百四十二条 (略)

2 株式等の譲渡の対価の支払を受ける者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その者は、その支払を受ける当該各号に定める株式等の譲渡の対価につき前項の規定による告知をしたものとみなす。

発行信託若しくは特定目的信託の受益権につき社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載若しくは記録に係る振替の取次ぎ若しくは」とあるのは「同項の保管の委託の取次ぎに係る無記名公社債等につき」と、「その振替の取次ぎ若しくは保管」とあるのは「その保管」と、「当該振替口座簿に記載若しくは記録をする者若しくは当該保管」とあるのは「当該保管」と、同条第四項中「並びに同項に規定する振替口座簿に記載又は記録をする者及び保管」とあるのは「及び同項に規定する保管」と、「有価証券の振替に関する帳簿、株主名簿」とあるのは「株主名簿」と、「又は当該通知の内容を記載した書類」とあるのは「及び次条第一項若しくは第三項若しくは同条第四項に規定する告知書若しくは書類又は当該通知の内容を記載した書類」と、同条第五項中「若しくは有価証券の振替又は有価証券」とあるのは「又は有価証券」と、「又は振替若しくは保管」とあるのは「又は保管」と、それぞれ読み替えるものとする。

10 (略)

(株式等の譲渡の対価の受領者の告知)

第三百四十二条 (略)

2 株式等の譲渡の対価の支払を受ける者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その者は、その支払を受ける当該各号に定める株式等の譲渡の対価につき前項の規定による告知をしたものとみなす。

<p>3・4 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p>
<p>四 (略)</p>	<p>四 (略)</p>
<p>一・二 (略)</p> <p>三 株式等の譲渡の対価の支払を受ける者が、当該対価の支払をする金融商品取引業者等の営業所において金融商品取引業者等が社債、株式等の振替に関する法律の規定により備え付ける振替口座簿又は金融商品取引業者等の営業所を通じて当該金融商品取引業者等以外の振替機関等（同法第二条第五項（定義）に規定する振替機関等をいう。）が同法の規定により備え付ける振替口座簿に係る口座の開設を受ける際、その者の氏名又は名称及び住所を当該金融商品取引業者等の営業所の長に告知しているとき。 その譲渡の時まで当該口座に係る当該振替口座簿に記載又は記録を受けていた株式等の当該対価</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 株式等の譲渡の対価の支払を受ける者が、当該対価の支払をする金融商品取引業者等の営業所において金融商品取引業者等が社債等の振替に関する法律の規定により備え付ける振替口座簿又は金融商品取引業者等の営業所を通じて当該金融商品取引業者等以外の振替機関等（同法第二条第五項（定義）に規定する振替機関等をいう。）が同法の規定により備え付ける振替口座簿に係る口座の開設を受ける際、その者の氏名又は名称及び住所を当該金融商品取引業者等の営業所の長に告知しているとき。 その譲渡の時まで当該口座に係る当該振替口座簿に記載又は記録を受けていた株式等の当該対価</p>

法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）（第一条関係）

改 正 案

現 行

<p>3 2 （略） 内国法人の有する分離適格振替有価証券について第一項第四号に</p> <p>（有価証券の区分変更等によるみなし譲渡） 第百十九条の十一 法第六十一条の二第二十一項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）に規定する政令で定める有価証券は、次の各号に掲げる有価証券とし、同項に規定する政令で定める事實は、当該各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める事實とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第九十条第一項（定義）に規定する分離適格振替国債である有価証券（第三項及び第四項において「分離適格振替有価証券」という。） 同条第一項に規定する元利分離が行われたこと。</p> <p>五 社債、株式等の振替に関する法律第九十条第二項に規定する分離元本振替国債である有価証券（第三項及び第四項において「分離元本振替有価証券」という。）及び同条第三項に規定する分離利息振替国債である有価証券（第三項及び第四項において「分離利息振替有価証券」という。） 同法第九十四条第一項（元利統合手続）に規定する統合が行われたこと。</p>	<p>（有価証券の区分変更等によるみなし譲渡） 第百十九条の十一 法第六十一条の二第二十一項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）に規定する政令で定める有価証券は、次の各号に掲げる有価証券とし、同項に規定する政令で定める事實は、当該各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める事實とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第九十条第一項（定義）に規定する分離適格振替国債である有価証券（第三項及び第四項において「分離適格振替有価証券」という。） 同条第一項に規定する元利分離が行われたこと。</p> <p>五 社債等の振替に関する法律第九十条第二項に規定する分離元本振替国債である有価証券（第三項及び第四項において「分離元本振替有価証券」という。）及び同条第三項に規定する分離利息振替国債である有価証券（第三項及び第四項において「分離利息振替有価証券」という。） 同法第九十四条第一項（元利統合手続）に規定する統合が行われたこと。</p>
<p>3 2 （略） 内国法人の有する分離適格振替有価証券について第一項第四号に</p> <p>（有価証券の区分変更等によるみなし譲渡） 第百十九条の十一 法第六十一条の二第二十一項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）に規定する政令で定める有価証券は、次の各号に掲げる有価証券とし、同項に規定する政令で定める事實は、当該各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める事實とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第九十条第一項（定義）に規定する分離適格振替国債である有価証券（第三項及び第四項において「分離適格振替有価証券」という。） 同条第一項に規定する元利分離が行われたこと。</p> <p>五 社債等の振替に関する法律第九十条第二項に規定する分離元本振替国債である有価証券（第三項及び第四項において「分離元本振替有価証券」という。）及び同条第三項に規定する分離利息振替国債である有価証券（第三項及び第四項において「分離利息振替有価証券」という。） 同法第九十四条第一項（元利統合手続）に規定する統合が行われたこと。</p>	<p>（有価証券の区分変更等によるみなし譲渡） 第百十九条の十一 法第六十一条の二第二十一項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）に規定する政令で定める有価証券は、次の各号に掲げる有価証券とし、同項に規定する政令で定める事實は、当該各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める事實とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第九十条第一項（定義）に規定する分離適格振替国債である有価証券（第三項及び第四項において「分離適格振替有価証券」という。） 同条第一項に規定する元利分離が行われたこと。</p> <p>五 社債等の振替に関する法律第九十条第二項に規定する分離元本振替国債である有価証券（第三項及び第四項において「分離元本振替有価証券」という。）及び同条第三項に規定する分離利息振替国債である有価証券（第三項及び第四項において「分離利息振替有価証券」という。） 同法第九十四条第一項（元利統合手続）に規定する統合が行われたこと。</p>

定める事実が生じた場合には、当該事実が生じた時において、当該分離適格振替有価証券を当該事実が生じた時の直前の帳簿価額により譲渡し、かつ、当該分離適格振替有価証券に係る分離元本振替有価証券及び分離利息振替有価証券をそれぞれ分離元本簿価（当該分離適格振替有価証券の当該帳簿価額に第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額をいう。）及び分離利息簿価（当該分離適格振替有価証券の当該帳簿価額に第一号に掲げる金額のうちに第三号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額をいう。）により取得したものとみなして、その内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。この場合において、当該分離元本振替有価証券及び分離利息振替有価証券は、当該分離適格振替有価証券と区分（第百十九条の二第二項又は第三項の有価証券の区分をいう。次項において同じ。）を同じくする有価証券とみなす。

一 当該分離適格振替有価証券について社債、株式等の振替に関する法律第九十三条第一項（元利分離手続）の申請（同法第四十八条（日本銀行が国債の振替に関する業務を営む場合の特例）の規定による読替え後の同法第九十三条第八項の規定による元利分離の決定を含む。）が行われた時（次号及び第三号において「分離請求時」という。）における分離元本振替有価証券の価額と分離利息振替有価証券の価額の総額との合計額

4
（略）
二・三（略）

定める事実が生じた場合には、当該事実が生じた時において、当該分離適格振替有価証券を当該事実が生じた時の直前の帳簿価額により譲渡し、かつ、当該分離適格振替有価証券に係る分離元本振替有価証券及び分離利息振替有価証券をそれぞれ分離元本簿価（当該分離適格振替有価証券の当該帳簿価額に第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額をいう。）及び分離利息簿価（当該分離適格振替有価証券の当該帳簿価額に第一号に掲げる金額のうちに第三号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額をいう。）により取得したものとみなして、その内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。この場合において、当該分離元本振替有価証券及び分離利息振替有価証券は、当該分離適格振替有価証券と区分（第百十九条の二第二項又は第三項の有価証券の区分をいう。次項において同じ。）を同じくする有価証券とみなす。

一 当該分離適格振替有価証券について社債等の振替に関する法律第九十三条第一項（元利分離手続）の申請（同法第四十八条（日本銀行が国債の振替に関する業務を営む場合の特例）の規定による読替え後の同法第九十三条第八項の規定による元利分離の決定を含む。）が行われた時（次号及び第三号において「分離請求時」という。）における分離元本振替有価証券の価額と分離利息振替有価証券の価額の総額との合計額

4
（略）
二・三（略）

<p>(国内にある資産の所得) 第七十七条 (略)</p> <p>2 次に掲げる資産の譲渡により生ずる所得は、法第三十八条第一号に規定する国内にある資産の譲渡により生ずる所得とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 次に掲げる公社債又は持分</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿に記載又は記録がされている公社債</p> <p>ハ (略)</p> <p>四 十四 (略)</p>	<p>(国内にある資産の所得) 第七十七条 (略)</p> <p>2 次に掲げる資産の譲渡により生ずる所得は、法第三十八条第一号に規定する国内にある資産の譲渡により生ずる所得とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 次に掲げる公社債又は持分</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿に記載又は記録がされている公社債</p> <p>ハ (略)</p> <p>四 十四 (略)</p>
---	--

預金保険法施行令（昭和四十六年政令第百十一号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>（一般預金等に係る保険料の額の計算上除かれる預金等）</p> <p>第三条 法第五十一条第一項に規定する政令で定める預金等は、次に掲げる預金等で、法第五十条第一項の規定により金融機関が提出する同項の書類に記載されたものとする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸付信託法に規定する貸付信託の受益権に係る信託契約により受け入れた金銭</p>	<p>（一般預金等に係る保険料の額の計算上除かれる預金等）</p> <p>第三条 法第五十一条第一項に規定する政令で定める預金等は、次に掲げる預金等で、法第五十条第一項の規定により金融機関が提出する同項の書類に記載されたものとする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 その権利の帰属が社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸付信託法に規定する貸付信託の受益権に係る信託契約により受け入れた金銭</p>

沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>（公庫債券申込証） 第七条の四（略）</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある公庫債券（次条第二項において「振替公庫債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該公庫債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を公庫債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（公庫債券申込証） 第七条の四（略）</p> <p>2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある公庫債券（次条第二項において「振替公庫債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該公庫債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を公庫債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和四十八年政令第二百一号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>（一般貯金等に係る保険料の額の計算上除かれる貯金等） 第六条 法第五十一条第一項に規定する政令で定める貯金等は、次に掲げる貯金等とする。 一～七 （略） 八 その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸付信託法に規定する貸付信託の受益権に係る信託契約により受け入れた金銭</p>	<p>（一般貯金等に係る保険料の額の計算上除かれる貯金等） 第六条 法第五十一条第一項に規定する政令で定める貯金等は、次に掲げる貯金等とする。 一～七 （略） 八 その権利の帰属が社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸付信託法に規定する貸付信託の受益権に係る信託契約により受け入れた金銭</p>

空港周辺整備債券令（昭和五十年政令第十号）（第一条関係）

改 正 案	現 行
<p>（空港周辺整備債券申込証） 第四条（略）</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある空港周辺整備債券（次条第二項において「振替空港周辺整備債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該空港周辺整備債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を空港周辺整備債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（空港周辺整備債券申込証） 第四条（略）</p> <p>2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある空港周辺整備債券（次条第二項において「振替空港周辺整備債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該空港周辺整備債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を空港周辺整備債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

財形住宅債券令（昭和五十一年政令第三百二十二号）（第二条関係）

改 正 案	現 行
<p>（財形住宅債券申込証） 第三条（略）</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある財形住宅債券（次条第二項において「振替財形住宅債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該財形住宅債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を財形住宅債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（財形住宅債券申込証） 第三条（略）</p> <p>2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある財形住宅債券（次条第二項において「振替財形住宅債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該財形住宅債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を財形住宅債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）（第一条関係）

改正案

現行

<p>（顧客に準ずる者） 第十一条の四 法第二十二條の二第一項に規定する政令で定める者は、法第二十條第一号又は第四号に規定する信託契約の受益者（勤労者財産形成貯蓄契約等、勤労者財産形成促進法第六條の二第一項に規定する勤労者財産形成給付金契約、同法第六條の三第一項に規定する勤労者財産形成基金契約、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第六十五條第三項に規定する資産管理運用契約、企業年金基金が同法第六十六條第一項の規定により締結する同法第六十五條第一項各号に掲げる契約及び同法第六十六條第二項に規定する信託の契約、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第五十一條第一項の規定により締結する加入者保護信託契約、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第八條第二項に規定する資産管理契約その他財務省令で定める契約に係るものを除く。）とする。</p>	<p>（顧客に準ずる者） 第十一条の四 法第二十二條の二第一項に規定する政令で定める者は、法第二十條第一号又は第四号に規定する信託契約の受益者（勤労者財産形成貯蓄契約等、勤労者財産形成促進法第六條の二第一項に規定する勤労者財産形成給付金契約、同法第六條の三第一項に規定する勤労者財産形成基金契約、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第六十五條第三項に規定する資産管理運用契約、企業年金基金が同法第六十六條第一項の規定により締結する同法第六十五條第一項各号に掲げる契約及び同法第六十六條第二項に規定する信託の契約、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第五十一條第一項の規定により締結する加入者保護信託契約、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第八條第二項に規定する資産管理契約その他財務省令で定める契約に係るものを除く。）とする。</p>
---	--

民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百七十五号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>（機構債券の申込証） 第八条（略）</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある機構債券（次条第二項において「振替機構債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該機構債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（機構債券の申込証） 第八条（略）</p> <p>2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある機構債券（次条第二項において「振替機構債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該機構債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 国債等 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第一号から第五号まで（定義）に掲げる証券又は債券、同項第十一号に掲げる投資法人債券及びこれらに類する外国の証券又は債券（これらの権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。）並びに登録国債をいう。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（利子に対価とする貸付金等）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法別表第一第三号に掲げる資産の貸付け又は役務の提供に類するものとして同号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものと</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 国債等 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第一号から第五号まで（定義）に掲げる証券又は債券、同項第十一号に掲げる投資法人債券及びこれらに類する外国の証券又は債券（これらの権利の帰属が社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。）並びに登録国債をいう。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（利子に対価とする貸付金等）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法別表第一第三号に掲げる資産の貸付け又は役務の提供に類するものとして同号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものと</p>

<p>する。</p> <p>一〇十 (略)</p> <p>十一 法別表第一第二号に規定する有価証券(ゴルフ場利用株式等を除くものとし、その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。)又は登録国債の貸付け</p> <p>十二〇十五 (略)</p>	<p>する。</p> <p>一〇十 (略)</p> <p>十一 法別表第一第二号に規定する有価証券(ゴルフ場利用株式等を除くものとし、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。)又は登録国債の貸付け</p> <p>十二〇十五 (略)</p>
--	---

全国を地区とする信用金庫連合会の全国連合会債の発行に関する政令（平成元年政令第二百十八号）（第一条関係）

改 正 案	現 行
<p>（募集全国連合会債の募集に関する事項）</p> <p>第一条 信用金庫法（以下「法」という。）第五十四条の八に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用があるときは、その旨</p> <p>十二 （略）</p>	<p>（募集全国連合会債の募集に関する事項）</p> <p>第一条 信用金庫法（以下「法」という。）第五十四条の八に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用があるときは、その旨</p> <p>十二 （略）</p>

水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>（余裕金運用の基準） 第二十二条（略）</p> <p>2 法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合（財務の状況、事業の執行体制その他事業経営の状況を勘案して主務大臣が定める基準に該当するもの（以下この条において「特定漁業協同組合」という。）を除く。次項において同じ。）又は法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合は、次の方法によるほか、余裕金を運用してはならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 次に掲げる債券の取得</p> <p>イ 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債</p> <p>ロ～ト（略）</p> <p>3～6（略）</p>	<p>（余裕金運用の基準） 第二十二条（略）</p> <p>2 法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合（財務の状況、事業の執行体制その他事業経営の状況を勘案して主務大臣が定める基準に該当するもの（以下この条において「特定漁業協同組合」という。）を除く。次項において同じ。）又は法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合は、次の方法によるほか、余裕金を運用してはならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 次に掲げる債券の取得</p> <p>イ 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債</p> <p>ロ～ト（略）</p> <p>3～6（略）</p>

日本私立学校振興・共済事業団法施行令（平成九年政令第三百五十四号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>（私学振興債券申込証） 第八条（略）</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある私学振興債券（次条第二項において「振替私学振興債券」という。）の募集に際ししようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該私学振興債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を私学振興債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（私学振興債券申込証） 第八条（略）</p> <p>2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある私学振興債券（次条第二項において「振替私学振興債券」という。）の募集に際ししようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該私学振興債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を私学振興債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

預金保険機構債令（平成十年政令第二十八号）（第一条関係）

改 正 案	現 行
<p>（預金保険機構債の債券）</p> <p>第一条 預金保険機構債（以下「機構債」という。）を発行するとき は、当該機構債につき社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。第四条第一項第六号及び第二項第三号において「社債等振替法」という。）の規定の適用がある場合を除き、機構債の債券を発行しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（預金保険機構債の債券）</p> <p>第一条 預金保険機構債（以下「機構債」という。）を発行するとき は、当該機構債につき社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。第四条第一項第六号及び第二項第三号において「社債等振替法」という。）の規定の適用がある場合を除き、機構債の債券を発行しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>（支払基金介護保険債券申込証） 第二十二条（略）</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある支払基金介護保険債券（次条第二項において「振替支払基金介護保険債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該支払基金介護保険債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を支払基金介護保険債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（支払基金介護保険債券申込証） 第二十二条（略）</p> <p>2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある支払基金介護保険債券（次条第二項において「振替支払基金介護保険債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該支払基金介護保険債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を支払基金介護保険債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）（第一条関係）

改 正 案	現 行
<p>（募集農林債に関して定めなければならない事項）</p> <p>第十四条 法第六十五条の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けることとするときは、その旨</p> <p>十二 （略）</p>	<p>（募集農林債に関して定めなければならない事項）</p> <p>第十四条 法第六十五条の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けることとするときは、その旨</p> <p>十二 （略）</p>

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令（平成十三年政令第四百二十六号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>（銀行等保有株式取得機構債の債券）</p> <p>第七条 法第五十条第一項に規定する銀行等保有株式取得機構債（以下「機構債」という。）を発行するときは、当該機構債につき社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。第十条第一項第六号及び第二項第三号において「社債等振替法」という。）の規定の適用がある場合を除き、機構債の債券を発行しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（銀行等保有株式取得機構債の債券）</p> <p>第七条 法第五十条第一項に規定する銀行等保有株式取得機構債（以下「機構債」という。）を発行するときは、当該機構債につき社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。第十条第一項第六号及び第二項第三号において「社債等振替法」という。）の規定の適用がある場合を除き、機構債の債券を発行しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>

独立行政法人造幣局法施行令（平成十四年政令第三百八十号）（第二条関係）

改 正 案	現 行
<p>（造幣局債券申込証） 第七条（略）</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある造幣局債券（次条第二項において「振替造幣局債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該造幣局債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を造幣局債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（造幣局債券申込証） 第七条（略）</p> <p>2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある造幣局債券（次条第二項において「振替造幣局債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該造幣局債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を造幣局債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

独立行政法人国立印刷局法施行令（平成十四年政令第三百八十二号）（第二条関係）

改 正 案	現 行
<p>（国立印刷局債券申込証） 第七条（略）</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある国立印刷局債券（次条第二項において「振替国立印刷局債券」という。）の募集に 応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該国立印刷局債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を国立印刷局債券申込証に記載しなければならぬ。</p> <p>3（略）</p>	<p>（国立印刷局債券申込証） 第七条（略）</p> <p>2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある国立印刷局債券（次条第二項において「振替国立印刷局債券」という。）の募集に 応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該国立印刷局債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を国立印刷局債券申込証に記載しなければならぬ。</p> <p>3（略）</p>

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>（機構債券申込証） 第二十条（略）</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある機構債券（次条第二項において「振替機構債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該機構債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を機構債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（機構債券申込証） 第二十条（略）</p> <p>2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある機構債券（次条第二項において「振替機構債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該機構債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を機構債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法施行令（平成十五年政令第三百二十七号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>（日本万国博覧会記念機構債券申込証） 第九条（略）</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある日本万国博覧会記念機構債券（次条第二項において「振替日本万国博覧会記念機構債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該日本万国博覧会記念機構債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を日本万国博覧会記念機構債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（日本万国博覧会記念機構債券申込証） 第九条（略）</p> <p>2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある日本万国博覧会記念機構債券（次条第二項において「振替日本万国博覧会記念機構債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該日本万国博覧会記念機構債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を日本万国博覧会記念機構債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第二百二十九号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>（水資源債券申込証） 第四十五条（略）</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある水資源債券（次条第二項において「振替水資源債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該水資源債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を水資源債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（水資源債券申込証） 第四十五条（略）</p> <p>2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある水資源債券（次条第二項において「振替水資源債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該水資源債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を水資源債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）（第二条関係）

改 正 案	現 行
<p>（機構債券申込証） 第十一条（略）</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある機構債券（次条第二項において「振替機構債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該機構債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を機構債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（機構債券申込証） 第十一条（略）</p> <p>2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある機構債券（次条第二項において「振替機構債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該機構債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を機構債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3・4（略）</p>

国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>（国立大学法人等債券申込証） 第十四条（略）</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある国立大学法人等債券（次条第二項において「振替国立大学法人等債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該国立大学法人等債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を国立大学法人等債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（国立大学法人等債券申込証） 第十四条（略）</p> <p>2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある国立大学法人等債券（次条第二項において「振替国立大学法人等債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該国立大学法人等債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を国立大学法人等債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

独立行政法人国立大学財務・経営センター法施行令（平成十五年政令第四百八十一号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>（センター債券申込証） 第六条（略）</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用があるセンター債券（次条第二項において「振替センター債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該センター債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）をセンター債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（センター債券申込証） 第六条（略）</p> <p>2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用があるセンター債券（次条第二項において「振替センター債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該センター債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）をセンター債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

独立行政法人環境再生保全機構法施行令（平成十五年政令第四百八十九号）（第二条関係）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（機構債券申込証）</p> <p style="text-align: center;">第九条（略）</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある機構債券（次条第二項において「振替機構債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該機構債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を機構債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3・4（略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（機構債券申込証）</p> <p style="text-align: center;">第九条（略）</p> <p>2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある機構債券（次条第二項において「振替機構債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該機構債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を機構債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3・4（略）</p>

独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（第二条関係）

改 正 案	現 行
<p>（機構債券申込証） 第八条（略）</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある機構債券（次条第二項において「振替機構債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該機構債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を機構債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（機構債券申込証） 第八条（略）</p> <p>2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある機構債券（次条第二項において「振替機構債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該機構債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を機構債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令（平成十五年政令第五百五十四号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>（石油天然ガス・金属鉱物資源債券申込証） 第四条（略）</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある石油天然ガス・金属鉱物資源債券（次条第二項において「振替石油天然ガス・金属鉱物資源債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該石油天然ガス・金属鉱物資源債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を石油天然ガス・金属鉱物資源債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（石油天然ガス・金属鉱物資源債券申込証） 第四条（略）</p> <p>2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある石油天然ガス・金属鉱物資源債券（次条第二項において「振替石油天然ガス・金属鉱物資源債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該石油天然ガス・金属鉱物資源債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を石油天然ガス・金属鉱物資源債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

独立行政法人雇用・能力開発機構法施行令（平成十五年政令第五百五十五号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>（雇用・能力開発債券申込証） 第八条（略）</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある雇用・能力開発債券（次条第二項において「振替雇用・能力開発債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該雇用・能力開発債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を雇用・能力開発債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（雇用・能力開発債券申込証） 第八条（略）</p> <p>2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある雇用・能力開発債券（次条第二項において「振替雇用・能力開発債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該雇用・能力開発債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を雇用・能力開発債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）（第二条関係）

改 正 案	現 行
<p>（機構債券申込証） 第六条（略）</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある機構債券（次条第二項において「振替機構債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該機構債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を機構債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（機構債券申込証） 第六条（略）</p> <p>2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある機構債券（次条第二項において「振替機構債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該機構債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を機構債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>（日本学生支援債券申込証） 第十一条（略）</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある日本学生支援債券（次条第二項において「振替日本学生支援債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該日本学生支援債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を日本学生支援債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（日本学生支援債券申込証） 第十一条（略）</p> <p>2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある日本学生支援債券（次条第二項において「振替日本学生支援債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該日本学生支援債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を日本学生支援債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（第二条関係）

改 正 案	現 行
<p>（都市再生債券申込証） 第二十六条（略）</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある都市再生債券（次条第二項において「振替都市再生債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該都市再生債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を都市再生債券の申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（都市再生債券申込証） 第二十六条（略）</p> <p>2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある都市再生債券（次条第二項において「振替都市再生債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該都市再生債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を都市再生債券の申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>（中小企業基盤整備債券申込証） 第十一条（略）</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある中小企業基盤整備債券（次条第二項において「振替中小企業基盤整備債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該中小企業基盤整備債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を中小企業基盤整備債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（中小企業基盤整備債券申込証） 第十一条（略）</p> <p>2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある中小企業基盤整備債券（次条第二項において「振替中小企業基盤整備債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該中小企業基盤整備債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を中小企業基盤整備債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 三百八十（略）</p> <p>三百八十一 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）</p> <p>三百八十二 四百十八（略）</p>	<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 三百八十（略）</p> <p>三百八十一 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）</p> <p>三百八十二 四百十八（略）</p>

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>（日本高速道路保有・債務返済機構債券申込証） 第九条（略）</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある日本高速道路保有・債務返済機構債券（次条第二項において「振替日本高速道路保有・債務返済機構債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該日本高速道路保有・債務返済機構債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を日本高速道路保有・債務返済機構債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（日本高速道路保有・債務返済機構債券申込証） 第九条（略）</p> <p>2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある日本高速道路保有・債務返済機構債券（次条第二項において「振替日本高速道路保有・債務返済機構債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該日本高速道路保有・債務返済機構債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を日本高速道路保有・債務返済機構債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

独立行政法人日本原子力研究開発機構法施行令（平成十七年政令第二百二十四号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>（日本原子力研究開発機構債券申込証） 第十条（略）</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある日本原子力研究開発機構債券（次条第二項において「振替日本原子力研究開発機構債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該日本原子力研究開発機構債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を日本原子力研究開発機構債券申込証に記載しなければならぬ。</p> <p>3（略）</p>	<p>（日本原子力研究開発機構債券申込証） 第十条（略）</p> <p>2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある日本原子力研究開発機構債券（次条第二項において「振替日本原子力研究開発機構債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該日本原子力研究開発機構債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を日本原子力研究開発機構債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>（募集住宅金融支援機構債券に関する事項の決定）</p> <p>第十六条 機構は、その発行する住宅金融支援機構債券を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集住宅金融支援機構債券（当該募集に応じて当該住宅金融支援機構債券の引受けの申込みをした者に対して割り当てる住宅金融支援機構債券をいう。以下同じ。）について次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けることとするときは、その旨</p> <p>十一・十二（略）</p>	<p>（募集住宅金融支援機構債券に関する事項の決定）</p> <p>第十六条 機構は、その発行する住宅金融支援機構債券を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集住宅金融支援機構債券（当該募集に応じて当該住宅金融支援機構債券の引受けの申込みをした者に対して割り当てる住宅金融支援機構債券をいう。以下同じ。）について次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けることとするときは、その旨</p> <p>十一・十二（略）</p>

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>（基金高齢者医療制度債券申込証） 第三十条（略）</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある基金高齢者医療制度債券（次条第二項において「振替基金高齢者医療制度債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該基金高齢者医療制度債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を基金高齢者医療制度債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（基金高齢者医療制度債券申込証） 第三十条（略）</p> <p>2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある基金高齢者医療制度債券（次条第二項において「振替基金高齢者医療制度債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該基金高齢者医療制度債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を基金高齢者医療制度債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

地方公営企業等金融機構法施行令（平成十九年政令第三百八十四号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>（募集機構債券に関する事項の決定）</p> <p>第四条 地方公営企業等金融機構（以下「機構」という。）は、その発行する機構債券を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集機構債券（当該募集に応じて当該機構債券の引受けの申込みをした者に対して割り当てる機構債券をいう。以下同じ。）について次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けることとするときは、その旨</p> <p>十一・十二（略）</p>	<p>（募集機構債券に関する事項の決定）</p> <p>第四条 地方公営企業等金融機構（以下「機構」という。）は、その発行する機構債券を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集機構債券（当該募集に応じて当該機構債券の引受けの申込みをした者に対して割り当てる機構債券をいう。以下同じ。）について次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けることとするときは、その旨</p> <p>十一・十二（略）</p>

独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令（平成二十年政令第百二十八号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>（森林総合研究所債券申込証） 第十九条（略）</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある森林総合研究所債券（次条第二項において「振替森林総合研究所債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該森林総合研究所債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を森林総合研究所債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（森林総合研究所債券申込証） 第十九条（略）</p> <p>2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある森林総合研究所債券（次条第二項において「振替森林総合研究所債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該森林総合研究所債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を森林総合研究所債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

株式会社商工組合中央金庫法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十年政令第百八十号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（商工債令の廃止に伴う経過措置）</p> <p>第二条 会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経済産業省関係政令の整備に関する政令（平成十八年政令第百八十号）附則第二条第一項の規定により第一条第一号の規定による廃止前の商工債令第一条に規定する商工債とみなされた商工債券（以下「旧みなし商工債」という。）は、株式会社商工組合中央金庫法（以下「法」という。）第三十三条の規定により発行された商工債とみなす。この場合において、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四編第三章並びに社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第八十五条及び第八十六条の規定は、適用しない。</p> <p>2）4（略）</p>	<p>附則</p> <p>（商工債令の廃止に伴う経過措置）</p> <p>第二条 会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経済産業省関係政令の整備に関する政令（平成十八年政令第百八十号）附則第二条第一項の規定により第一条第一号の規定による廃止前の商工債令第一条に規定する商工債とみなされた商工債券（以下「旧みなし商工債」という。）は、株式会社商工組合中央金庫法（以下「法」という。）第三十三条の規定により発行された商工債とみなす。この場合において、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四編第三章並びに社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第八十五条及び第八十六条の規定は、適用しない。</p> <p>2）4（略）</p>

相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>（物納財産の収納手続） 第二十条（略）</p> <p>2 振替社債等（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項（定義）に規定する社債等（同法第六十六条第一号（権利の帰属）に規定する短期社債を除く。）のうち同法の規定によりその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものをいう。）により物納の許可をされた者は、前項の規定にかかわらず、当該振替社債等について、振替口座簿の財務大臣の口座への振替の申請をし、当該申請をした日その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該振替社債等の物納の許可をした税務署長に提出しなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（物納財産の収納手続） 第二十条（略）</p> <p>2 振替社債等（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項（定義）に規定する社債等（同法第六十六条第一号（権利の帰属）に規定する短期社債を除く。）のうち同法の規定によりその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものをいう。以下この項において同じ。）により物納の許可をされた者は、前項の規定にかかわらず、当該振替社債等について、振替口座簿の財務大臣の口座への振替の申請をし、当該申請をした日その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該振替社債等の物納の許可をした税務署長に提出しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）（第五条関係）

改 正 案

現 行

<p>（担保の提供手続）</p> <p>第六条の十 法第十六条第一項第一号又は第二号に掲げる担保のうち振替株式等（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項第十二号から第二十一号までに掲げる社債等で同条第二項に規定する振替機関が取り扱うものをいう。次項において同じ。）以外のもの（社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債にあつては、総務省令で定めるもの）を提供しようとする者は、これを供託してその供託書の正本を地方団体の長に提出しなければならない。ただし、登録国債については、その登録を受け、登録済通知書を地方団体の長に提出しなければならない。</p> <p>2 法第十六条第一項第二号に掲げる担保のうち振替株式等を提供しようとする者は、振替株式等の種類に応じ、当該振替株式等について、社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿の地方団体の長の口座の質権欄に増加又は増額の記載又は記録をするための振替の申請をしなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>（法第二十四条第八項の利子等の支払の事務等）</p>	<p>（担保の提供手続）</p> <p>第六条の十 法第十六条第一項第一号又は第二号に掲げる担保（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項に規定する振替社債等にあつては、総務省令で定めるもの）を提供しようとする者は、これを供託してその供託書の正本を地方団体の長に提出しなければならない。ただし、登録国債については、その登録を受け、登録済通知書を地方団体の長に提出しなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>（法第二十四条第八項の利子等の支払の事務等）</p>
--	---

<p>第七條の四の二 (略)</p> <p>2 法第二十四條第八項に規定する利子等の支払の取扱いをする者で政令で定めるものは、次の各号に掲げる利子等の区分に応じ、当該各号に定める者(当該各号に定める者が当該各号に掲げる利子等の支払を受ける者である場合を含む。)とする。</p> <p>一 国債の利子(前項第一号に掲げる利子を除く。) 次に掲げる国債の利子の区分に応じ、次に定める者とする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 社債、株式等の振替に関する法律第八十八條に規定する振替国債の利子 当該利子の支払を受ける者に係る同法第二條第六項に規定する直近上位機関(以下この項において「直近上位機関」という。)</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ 公社債の利子(前項第二号に掲げる利子を除く。) 次に掲げる公社債の利子の区分に応じ、次に定める者とする。</p> <p>イ 社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿(以下この項において「振替口座簿」という。)に記載され、又は記録された公社債の利子 当該利子の支払を受ける者に係る直近上位機関</p> <p>ロ (略)</p> <p>二の二、十 (略)</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>第七條の四の二 (略)</p> <p>2 法第二十四條第八項に規定する利子等の支払の取扱いをする者で政令で定めるものは、次の各号に掲げる利子等の区分に応じ、当該各号に定める者(当該各号に定める者が当該各号に掲げる利子等の支払を受ける者である場合を含む。)とする。</p> <p>一 国債の利子(前項第一号に掲げる利子を除く。) 次に掲げる国債の利子の区分に応じ、次に定める者とする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 社債等の振替に関する法律第八十八條に規定する振替国債の利子 当該利子の支払を受ける者に係る同法第二條第六項に規定する直近上位機関(以下この項において「直近上位機関」という。)</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ 公社債の利子(前項第二号に掲げる利子を除く。) 次に掲げる公社債の利子の区分に応じ、次に定める者とする。</p> <p>イ 社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿(以下この項において「振替口座簿」という。)に記載され、又は記録された公社債の利子 当該利子の支払を受ける者に係る直近上位機関</p> <p>ロ (略)</p> <p>二の二、十 (略)</p> <p>三・四 (略)</p>
<p>第七條の四の二 (略)</p> <p>2 法第二十四條第八項に規定する利子等の支払の取扱いをする者で政令で定めるものは、次の各号に掲げる利子等の区分に応じ、当該各号に定める者(当該各号に定める者が当該各号に掲げる利子等の支払を受ける者である場合を含む。)とする。</p> <p>一 国債の利子(前項第一号に掲げる利子を除く。) 次に掲げる国債の利子の区分に応じ、次に定める者とする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 社債等の振替に関する法律第八十八條に規定する振替国債の利子 当該利子の支払を受ける者に係る同法第二條第六項に規定する直近上位機関(以下この項において「直近上位機関」という。)</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ 公社債の利子(前項第二号に掲げる利子を除く。) 次に掲げる公社債の利子の区分に応じ、次に定める者とする。</p> <p>イ 社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿(以下この項において「振替口座簿」という。)に記載され、又は記録された公社債の利子 当該利子の支払を受ける者に係る直近上位機関</p> <p>ロ (略)</p> <p>二の二、十 (略)</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>第七條の四の二 (略)</p> <p>2 法第二十四條第八項に規定する利子等の支払の取扱いをする者で政令で定めるものは、次の各号に掲げる利子等の区分に応じ、当該各号に定める者(当該各号に定める者が当該各号に掲げる利子等の支払を受ける者である場合を含む。)とする。</p> <p>一 国債の利子(前項第一号に掲げる利子を除く。) 次に掲げる国債の利子の区分に応じ、次に定める者とする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 社債等の振替に関する法律第八十八條に規定する振替国債の利子 当該利子の支払を受ける者に係る同法第二條第六項に規定する直近上位機関(以下この項において「直近上位機関」という。)</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ 公社債の利子(前項第二号に掲げる利子を除く。) 次に掲げる公社債の利子の区分に応じ、次に定める者とする。</p> <p>イ 社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿(以下この項において「振替口座簿」という。)に記載され、又は記録された公社債の利子 当該利子の支払を受ける者に係る直近上位機関</p> <p>ロ (略)</p> <p>二の二、十 (略)</p> <p>三・四 (略)</p>

商品取引所法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）（第七条関係）

改正案	現行
<p>（特別の関係）</p> <p>第七条 法第八十六条第三項第二号の政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法人の総株主等（総株主、総社員又は総出資者をいう。以下この条及び第十九条第二号において同じ。）の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条及び第十九条第二号において同じ。）の百分の五十を超える議決権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は持分に係る議決権を含む。）を保有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該法人（以下この条において「被支配法人」という。）との関係</p>	<p>（特別の関係）</p> <p>第七条 法第八十六条第三項第二号の政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法人の総株主等（総株主、総社員又は総出資者をいう。以下この条及び第十九条第二号において同じ。）の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条及び第十九条第二号において同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該法人（以下この条において「被支配法人」という。）との関係</p>

四 (略)

2) 4 (略)

- 5 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六條（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は持分に係る議決権を含むものとする。
- 一 第二項の場合 共同保有者
 - 二 第三項の場合 夫婦
 - 三 前項の場合 支配株主等及びその被支配法人

（委託者保護基金による支払の対象から除かれる者）

第十九条 法第三百六条第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

- 二 認定商品取引員が支配関係（他の法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権（社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六條（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することがで

四 (略)

2) 4 (略)

(新設)

（委託者保護基金による支払の対象から除かれる者）

第十九条 法第三百六条第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

- 二 認定商品取引員が支配関係（他の法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している関係その他その法人の事業活動を実質的に支配することが可能なものとして主務省令で定める関係をいう。次号において同じ。）を有する法人

きない株式又は持分に係る議決権を含む。)を保有している関係
その他その法人の事業活動を実質的に支配することが可能なもの
として主務省令で定める関係をいう。次号において同じ。)を有
する法人

三丁五 (略)

三丁五 (略)

関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（第八条関係）

改 正 案

現 行

<p>（担保の提供の手続）</p> <p>第八条の二 法第九条の六第一項において準用する国税通則法第五十条第一号、第二号又は第七号（担保の種類）に掲げる担保のうち振替株式等（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項第十二号から第二十一号まで（定義）に掲げる社債等で同条第二項に規定する振替機関が取り扱うものをいう。次項において同じ。）以外のもの（社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項（振替債の供託）に規定する振替債にあつては、財務省令で定めるもの）を提供しようとする者は、これを供託してその供託書の正本を税関長に提出しなければならない。ただし、登録国債については、その登録を受け、登録済通知書を税関長に提出しなければならない。</p> <p>2 法第九条の六第一項において準用する国税通則法第五十条第二号に掲げる担保のうち振替株式等を提供しようとする者は、振替株式等の種類に応じ、当該振替株式等に係る振替口座簿の税関長の口座の質権欄に増加又は増額の記載又は記録をするために振替の申請をしなければならない。</p> <p>3 法第九条の六第一項において準用する国税通則法第五十条第三号から第五号までに掲げる担保を提供しようとする者は、抵当権を設</p>	<p>（担保の提供の手続）</p> <p>第八条の二 法第九条の六第一項（担保）において準用する国税通則法第五十条第一号、第二号又は第七号（国債、地方債等）に掲げる担保（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項（振替社債等の供託）に規定する振替社債等にあつては、財務省令で定めるもの）を提供しようとする者は、これを供託してその供託書の正本を税関長に提出しなければならない。ただし、登録国債については、その登録を受け、登録済通知書を税関長に提出しなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>2 法第九条の六第一項において準用する国税通則法第五十条第三号から第五号まで（土地、建物等）に掲げる担保を提供しようとする</p>
---	--

<p>定するために必要な書類を税関長に提出しなければならない。この場合において、その提出を受けた税関長は、抵当権の設定の登記又は登録を関係機関に嘱託しなければならない。</p> <p>4 法第九条の六第一項において準用する国税通則法第五十条第六号に掲げる担保を提供しようとする者は、保証人の保証を証する書面を税関長に提出しなければならない。</p>	<p>者は、抵当権を設定するために必要な書類を税関長に提出しなければならない。この場合において、その提出を受けた税関長は、抵当権の設定の登記又は登録を関係機関に嘱託しなければならない。</p> <p>3 法第九条の六第一項において準用する国税通則法第五十条第六号（保証人の保証）に掲げる担保を提供しようとする者は、保証人の保証を証する書面を税関長に提出しなければならない。</p>
--	--

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（第十条関係）

改正案	現行
<p>（有価証券の記録等）</p> <p>第二条の九 法第四条の二第一項第二号に規定する政令で定める方法は、財産形成非課税住宅貯蓄申告書を提出した個人が同号の金融機関の営業所等において同項の規定の適用を受けようとする貸付信託の信託をする際に、その貸付信託の受益権につき、当該金融機関の営業所等に係る金融機関の振替口座簿（第二条の五第一項に定める者が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により備え付ける振替口座簿をいう。次項において同じ。）に記載又は記録を受ける方法（その受益権を表示する受益証券が記名式である場合には、その受益証券につき、当該金融機関の営業所等において第二条の二十五第三項の帳簿に法第四条の二第一項の規定の適用がある旨の記載又は記録を受ける方法）とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（その受ける利子所得について源泉徴収されない金融機関等）</p> <p>第三条の三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第八条第一項第一号に規定する政令で定める利子は、同号に規定する金融機関の社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替</p>	<p>（有価証券の記録等）</p> <p>第二条の九 法第四条の二第一項第二号に規定する政令で定める方法は、財産形成非課税住宅貯蓄申告書を提出した個人が同号の金融機関の営業所等において同項の規定の適用を受けようとする貸付信託の信託をする際に、その貸付信託の受益権につき、当該金融機関の営業所等に係る金融機関の振替口座簿（第二条の五第一項に定める者が社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により備え付ける振替口座簿をいう。次項において同じ。）に記載又は記録を受ける方法（その受益権を表示する受益証券が記名式である場合には、その受益証券につき、当該金融機関の営業所等において第二条の二十五第三項の帳簿に法第四条の二第一項の規定の適用がある旨の記載又は記録を受ける方法）とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（その受ける利子所得について源泉徴収されない金融機関等）</p> <p>第三条の三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第八条第一項第一号に規定する政令で定める利子は、同号に規定する金融機関の社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿</p>

口座簿に記載又は記録がされた公社債で、当該金融機関がその引き受けた所得税法第七十六条第三項に規定する集団投資信託、法第九条の四第二項に規定する証券投資信託以外の投資信託及び同条第三項に規定する特定目的信託の信託財産以外の信託財産に属するものの利子とする。

4～7 (略)

8 法第八条第三項に規定する政令で定める公社債の利子は、社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿に記載又は記録がされた内国法人が有する公社債の利子で、当該記載又は記録をした所得税法施行令第三百三十六条第二項第三号に規定する振替機関等の営業所又は事務所その他これらに準ずるもの（次項において「振替機関等の営業所等」という。）の長が、当該内国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びにその資本金の額又は出資金の額が一億円以上であることにつき財務省令で定めるところにより確認をした日以後一年を経過する日までの期間内に開始する利子の計算期間に対応するものとする。

9 (略)

(公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例)

第四条の八 (略)

2・3 (略)

4 法第九条の五第一項に規定する政令で定める方法は、次の各号に

に記載又は記録がされた公社債で、当該金融機関がその引き受けた所得税法第七十六条第三項に規定する集団投資信託、法第九条の四第二項に規定する証券投資信託以外の投資信託及び同条第三項に規定する特定目的信託の信託財産以外の信託財産に属するものの利子とする。

4～7 (略)

8 法第八条第三項に規定する政令で定める公社債の利子は、社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿に記載又は記録がされた内国法人が有する公社債の利子で、当該記載又は記録をした所得税法施行令第三百三十六条第二項第三号に規定する振替機関等の営業所又は事務所その他これらに準ずるもの（次項において「振替機関等の営業所等」という。）の長が、当該内国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びにその資本金の額又は出資金の額が一億円以上であることにつき財務省令で定めるところにより確認をした日以後一年を経過する日までの期間内に開始する利子の計算期間に対応するものとする。

9 (略)

(公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例)

第四条の八 (略)

2・3 (略)

4 法第九条の五第一項に規定する政令で定める方法は、次の各号に

掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

- 一 平成十九年三月三十一日以前に信託の設定（追加設定を含む。以下この項、第六項及び第七項において同じ。）がされた公募株式等証券投資信託の受益権を買い取つた場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める方法

イ 当該公募株式等証券投資信託の受益権を金融商品取引業者等が買い取つた場合（ロに掲げる場合を除く。） 次に掲げる期間の区分に応じそれぞれ次に定める方法

- (1) 当該公募株式等証券投資信託の信託の設定があつた日から平成十九年三月三十一日までの期間 当該期間を通じて、振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律の規定により備え付ける振替口座簿をいう。以下この項において同じ。）に記載若しくは記録がされている方法又は当該金融商品取引業者等（当該金融商品取引業者等が第二項の事由により当該公募株式等証券投資信託の事務の移管を受けたものである場合には、当該事務の移管をした金融商品取引業者等を含む。以下この項において同じ。）の営業所等に保管がされている方法

(2) (略)

ロ (略)

二 (略)

5
10 (略)

掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

- 一 平成十九年三月三十一日以前に信託の設定（追加設定を含む。以下この項、第六項及び第七項において同じ。）がされた公募株式等証券投資信託の受益権を買い取つた場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める方法

イ 当該公募株式等証券投資信託の受益権を金融商品取引業者等が買い取つた場合（ロに掲げる場合を除く。） 次に掲げる期間の区分に応じそれぞれ次に定める方法

- (1) 当該公募株式等証券投資信託の信託の設定があつた日から平成十九年三月三十一日までの期間 当該期間を通じて、振替口座簿（社債等の振替に関する法律の規定により備え付ける振替口座簿をいう。以下この項において同じ。）に記載若しくは記録がされている方法又は当該金融商品取引業者等（当該金融商品取引業者等が第二項の事由により当該公募株式等証券投資信託の事務の移管を受けたものである場合には、当該事務の移管をした金融商品取引業者等を含む。以下この項において同じ。）の営業所等に保管がされている方法

(2) (略)

ロ (略)

二 (略)

5
10 (略)

(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例)
第二十五条の十一 (略)

2) 10 (略)

11 法第三十七条の十一の三第三項第二号口の移管を行う場合には、その設定する特定口座(以下この項から第十三項までにおいて「移管先の特定口座」という。)に同号口に掲げる上場株式等の受入れをしようとする居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、同号口に規定する他の特定口座(以下この項及び次項において「移管元の特定口座」という。)が開設されている金融商品取引業者等(以下この項及び次項において「移管元の金融商品取引業者等」という。)の営業所の長に対し、当該移管元の特定口座に係る特定口座内保管上場株式等を当該移管先の特定口座に移管することを依頼する旨、移管する特定口座内保管上場株式等の種類、銘柄、数その他の財務省令で定める事項を記載した書類(次項において「特定口座内保管上場株式等移管依頼書」という。)を提出して当該移管元の特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の全部又は一部を当該移管先の特定口座に移管することを依頼しなければならないものとし、当該依頼を受けた移管元の金融商品取引業者等の営業所の長は、当該依頼に係る特定口座内保管上場株式等のすべてを、振替口座簿(同条第一項に規定する振替口座簿をいう。以下この条、第二十五条の十の五、第二十五条の十の七及び第二十五条の十の九において同じ。)に記載又は記録をして、当該移管先の特定口座に移管しなければならないものとする。

(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例)
第二十五条の十一 (略)

2) 10 (略)

11 法第三十七条の十一の三第三項第二号口の移管を行う場合には、その設定する特定口座(以下この項から第十三項までにおいて「移管先の特定口座」という。)に同号口に掲げる上場株式等の受入れをしようとする居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、同号口に規定する他の特定口座(以下この項及び次項において「移管元の特定口座」という。)が開設されている金融商品取引業者等(以下この項及び次項において「移管元の金融商品取引業者等」という。)の営業所の長に対し、当該移管元の特定口座に係る特定口座内保管上場株式等を当該移管先の特定口座に移管することを依頼する旨、移管する特定口座内保管上場株式等の種類、銘柄、数その他の財務省令で定める事項を記載した書類(次項において「特定口座内保管上場株式等移管依頼書」という。)を提出して当該移管元の特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の全部又は一部を当該移管先の特定口座に移管することを依頼しなければならないものとし、当該依頼を受けた移管元の金融商品取引業者等の営業所の長は、当該依頼に係る特定口座内保管上場株式等のすべてを、振替口座簿(同条第一項に規定する振替口座簿をいう。以下この条、第二十五条の十の五、第二十五条の十の七及び第二十五条の十の九において同じ。)又は株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)に規定する顧客口座簿に記載又は記録をして、当該

12
14 (略)

15 法第三十七条の十一の三第三項第二号八に規定する政令で定める
上場株式等は、次に掲げる上場株式等とする。

一～四 (略)

五 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が開設する特定
口座に係る特定口座内保管上場株式等につき株式の分割又は併合
により取得する上場株式等で、当該株式の分割又は併合に係る上
場株式等の当該特定口座への受入れを、振替口座簿に記載又は記
録をする方法により行うもの

六 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が開設する特定
口座に係る特定口座内保管上場株式等につき会社法第八十五条
に規定する株式無償割当てにより取得する上場株式等で、当該株
式無償割当てに係る上場株式等の当該特定口座への受入れを、振
替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

七 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が開設する特定
口座に係る特定口座内保管上場株式等につき法第三十七条の第十
三項第一号に規定する法人の同号に規定する株主等（以下この号
及び次号において「株主等」という。）がその法人の合併（法人
課税信託に係る信託の併合を含む。以下この号において同じ。）
（当該法人の株主等に同項第一号に規定する合併法人（以下この

移管先の特定口座に移管しなければならないものとする。

12
14 (略)

15 法第三十七条の十一の三第三項第二号八に規定する政令で定める
上場株式等は、次に掲げる上場株式等とする。

一～四 (略)

五 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が開設する特定
口座に係る特定口座内保管上場株式等につき株式の分割又は併合
により取得する上場株式等で、当該株式の分割又は併合に係る上
場株式等の当該特定口座への受入れを、振替口座簿又は株券等の
保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録
をする方法により行うもの

六 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が開設する特定
口座に係る特定口座内保管上場株式等につき会社法第八十五条
に規定する株式無償割当てにより取得する上場株式等で、当該株
式無償割当てに係る上場株式等の当該特定口座への受入れを、振
替口座簿又は株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客
口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

七 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が開設する特定
口座に係る特定口座内保管上場株式等につき法第三十七条の第十
三項第一号に規定する法人の同号に規定する株主等（以下この号
及び次号において「株主等」という。）がその法人の合併（法人
課税信託に係る信託の併合を含む。以下この号において同じ。）
（当該法人の株主等に同項第一号に規定する合併法人（以下この

号において「合併法人」という。)の株式若しくは出資又は合併法人との間に同項第一号に規定する政令で定める関係がある法人の株式若しくは出資(以下この号において「合併親法人株式」という。)のいずれか一方のみの交付がされるもの(当該法人の株主等に当該合併法人の株式若しくは出資又は合併親法人株式及び当該法人の株主等に対する株式又は出資に係る剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配として金銭その他の資産の交付がされたもの並びに合併に反対する当該法人の株主等に対するその買取請求に基づき対価として金銭その他の資産の交付がされるものを含む。)に限る。)により取得する当該合併法人の株式若しくは出資又は合併親法人株式で、当該合併法人の株式若しくは出資又は合併親法人株式の当該特定口座への受入れを、振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

八 (略)

九 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が開設する特定口座に係る特定口座内保管上場株式等につき法第三十七条の十第三項第二号に規定する法人の株主等がその法人の分割(同号に規定する分割法人の株主等に同号に規定する分割承継法人(以下この号において「分割承継法人」という。)の株式(出資を含む。以下この号において同じ。))又は分割承継法人との間に同項第二号に規定する政令で定める関係がある法人の株式(以下この号において「分割承継親法人株式」という。)のいずれか一方のみの

号において「合併法人」という。)の株式若しくは出資又は合併法人との間に同項第一号に規定する政令で定める関係がある法人の株式若しくは出資(以下この号において「合併親法人株式」という。)のいずれか一方のみの交付がされるもの(当該法人の株主等に当該合併法人の株式若しくは出資又は合併親法人株式及び当該法人の株主等に対する株式又は出資に係る剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配として金銭その他の資産の交付がされたもの並びに合併に反対する当該法人の株主等に対するその買取請求に基づき対価として金銭その他の資産の交付がされるものを含む。)に限る。)により取得する当該合併法人の株式若しくは出資又は合併親法人株式で、当該合併法人の株式若しくは出資又は合併親法人株式の当該特定口座への受入れを、振替口座簿又は株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

八 (略)

九 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が開設する特定口座に係る特定口座内保管上場株式等につき法第三十七条の十第三項第二号に規定する法人の株主等がその法人の分割(同号に規定する分割法人の株主等に同号に規定する分割承継法人(以下この号において「分割承継法人」という。)の株式(出資を含む。以下この号において同じ。))又は分割承継法人との間に同項第二号に規定する政令で定める関係がある法人の株式(以下この号において「分割承継親法人株式」という。)のいずれか一方のみの

交付がされるもの（当該分割法人の株主等に当該分割承継法人の株式又は分割承継親法人株式及び当該分割法人の株主等に対する株式に係る剰余金の配当又は利益の配当として交付がされた同項第二号に規定する分割対価資産以外の金銭その他の資産の交付がされたものを含む。）に限り、）により取得する当該分割承継法人の株式又は分割承継親法人株式で、当該分割承継法人の株式又は分割承継親法人株式の当該特定口座への受入れを、振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

十 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が開設する特定口座に係る特定口座内保管上場株式等につき所得税法第五十七条の四第一項に規定する株式交換により取得する同項に規定する株式交換完全親法人（以下この号において「株式交換完全親法人」という。）の株式若しくは親法人（株式交換完全親法人との間に同項に規定する政令で定める関係がある法人をいう。）の株式又は同条第二項に規定する株式移転により取得する同項に規定する株式移転完全親法人の株式で、これらの株式の当該特定口座への受入れを、振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

十一 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が開設する特定口座に係る特定口座内保管上場株式等につき所得税法第五十七条の四第三項第一号に規定する取得請求権付株式の同号に規定する請求権の行使、同項第二号に規定する取得条項付株式の同号に

交付がされるもの（当該分割法人の株主等に当該分割承継法人の株式又は分割承継親法人株式及び当該分割法人の株主等に対する株式に係る剰余金の配当又は利益の配当として交付がされた同項第二号に規定する分割対価資産以外の金銭その他の資産の交付がされたものを含む。）に限り、）により取得する当該分割承継法人の株式又は分割承継親法人株式で、当該分割承継法人の株式又は分割承継親法人株式の当該特定口座への受入れを、振替口座簿又は株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

十 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が開設する特定口座に係る特定口座内保管上場株式等につき所得税法第五十七条の四第一項に規定する株式交換により取得する同項に規定する株式交換完全親法人（以下この号において「株式交換完全親法人」という。）の株式若しくは親法人（株式交換完全親法人との間に同項に規定する政令で定める関係がある法人をいう。）の株式又は同条第二項に規定する株式移転により取得する同項に規定する株式移転完全親法人の株式で、これらの株式の当該特定口座への受入れを、振替口座簿又は株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

十一 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が開設する特定口座に係る特定口座内保管上場株式等につき所得税法第五十七条の四第三項第一号に規定する取得請求権付株式の同号に規定する請求権の行使、同項第二号に規定する取得条項付株式の同号に

規定する取得事由の発生、同項第三号に規定する全部取得条項付種類株式の同号に規定する取得決議又は同項第六号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債の同号に規定する取得事由の発生により取得する上場株式等で、当該上場株式等の当該特定口座への受入れを、振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

十二 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が開設する特定口座に係る特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第三十七条の第三項第三号に規定する転換社債の転換権を含む。）若しくは当該特定口座内保管上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利若しくは当該特定口座内保管上場株式等について与えられた新株予約権の行使又は当該特定口座内保管上場株式等について与えられた所得税法第五十七条の四第三項第五号に規定する取得条項付新株予約権の同号に規定する取得事由の発生若しくは行使により取得する上場株式等で、当該上場株式等の当該特定口座への受入れを、振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

十三 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の特定口座を開設する金融商品取引業者等に開設されている口座において、当

規定する取得事由の発生、同項第三号に規定する全部取得条項付種類株式の同号に規定する取得決議又は同項第六号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債の同号に規定する取得事由の発生により取得する上場株式等で、当該上場株式等の当該特定口座への受入れを、振替口座簿又は株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

十二 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が開設する特定口座に係る特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第三十七条の第三項第三号に規定する転換社債の転換権を含む。）若しくは当該特定口座内保管上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利若しくは当該特定口座内保管上場株式等について与えられた新株予約権の行使又は当該特定口座内保管上場株式等について与えられた所得税法第五十七条の四第三項第五号に規定する取得条項付新株予約権の同号に規定する取得事由の発生若しくは行使により取得する上場株式等で、当該上場株式等の当該特定口座への受入れを、振替口座簿又は株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

十三 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の特定口座を開設する金融商品取引業者等に開設されている口座において、当

該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が当該金融商品取引業者等の行う有価証券の募集により、又は当該金融商品取引業者等から取得をした上場株式等償還特約付社債（社債であつて、上場株式等に係る株価指数又は当該社債を発行する者以外の者の発行した上場株式等の価格があらかじめ定められた条件を満たした場合に当該社債の償還が当該社債の額面金額に相当する金銭又は当該上場株式等で行われる旨の特約が付されたものをいう。

（でその取得の日の翌日から引き続き当該口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該口座において保管の委託がされているものの償還により取得する上場株式等で、当該上場株式等の当該特定口座への受入れを、振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

十四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の特定口座を開設する金融商品取引業者等に開設されている口座において当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が行った金融商品取引法第二十八条第八項第三号八に掲げる取引による権利の行使又は義務の履行により取得する上場株式等で、当該上場株式等の当該特定口座への受入れを、振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

十五（略）

十六 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が開設する特

該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が当該金融商品取引業者等の行う有価証券の募集により、又は当該金融商品取引業者等から取得をした上場株式等償還特約付社債（社債であつて、上場株式等に係る株価指数又は当該社債を発行する者以外の者の発行した上場株式等の価格があらかじめ定められた条件を満たした場合に当該社債の償還が当該社債の額面金額に相当する金銭又は当該上場株式等で行われる旨の特約が付されたものをいう。

（でその取得の日の翌日から引き続き当該口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該口座において保管の委託がされているものの償還により取得する上場株式等で、当該上場株式等の当該特定口座への受入れを、振替口座簿又は株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

十四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の特定口座を開設する金融商品取引業者等に開設されている口座において当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が行った金融商品取引法第二十八条第八項第三号八に掲げる取引による権利の行使又は義務の履行により取得する上場株式等で、当該上場株式等の当該特定口座への受入れを、振替口座簿又は株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

十五（略）

十六 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が開設する特

定口座に係る特定口座内保管上場株式等を当該特定口座を開設している金融商品取引業者（法第三十七条の十一の第三項第一号に規定する金融商品取引業者をいう。）に貸し付けた場合における当該貸付契約（当該貸し付けた特定口座内保管上場株式等が当該特定口座から振替口座簿に記載又は記録をする方法により当該金融商品取引業者の口座に振り替えられ、かつ、当該貸付期間の終了後直ちに返還される当該貸し付けた特定口座内保管上場株式等と同一銘柄の上場株式等のすべてが当該金融商品取引業者の口座から当該方法により当該特定口座に振り替えられることを約するものをいう。）に基づき返還される上場株式等で、当該上場株式等の当該特定口座への受入れを、振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

十七 (略)

16 } 23 (略)

(特定口座継続適用届出書等)

第二十五条の十の五 (略)

2 (略)

3 前項の規定により出国口座から特定口座に移管することができる上場株式等は、当該出国口座に移管された上場株式等のうち、出国の日から出国口座内保管上場株式等移管依頼書を提出する日までの間に当該出国口座への受入れ又は当該出国口座からの払出し（振替

定口座に係る特定口座内保管上場株式等を当該特定口座を開設している金融商品取引業者（法第三十七条の十一の第三項第一号に規定する金融商品取引業者をいう。）に貸し付けた場合における当該貸付契約（当該貸し付けた特定口座内保管上場株式等が当該特定口座から振替口座簿又は株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録をする方法により当該金融商品取引業者の口座に振り替えられ、かつ、当該貸付期間の終了後直ちに返還される当該貸し付けた特定口座内保管上場株式等と同一銘柄の上場株式等のすべてが当該金融商品取引業者の口座から当該方法により当該特定口座に振り替えられることを約するものをいう。）に基づき返還される上場株式等で、当該上場株式等の当該特定口座への受入れを、振替口座簿又は同法に規定する顧客口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

十七 (略)

16 } 23 (略)

(特定口座継続適用届出書等)

第二十五条の十の五 (略)

2 (略)

3 前項の規定により出国口座から特定口座に移管することができる上場株式等は、当該出国口座に移管された上場株式等のうち、出国の日から出国口座内保管上場株式等移管依頼書を提出する日までの間に当該出国口座への受入れ又は当該出国口座からの払出し（振替

による受入れ及び払出しを含むものとし、次に掲げる上場株式等の受入れをする場合における当該受入れ及び払出しを除く。以下この項において同じ。）が行われない場合における当該上場株式等と同銘柄の上場株式等とする。

一 当該出国口座に係る振替口座簿に記載又は記録がされている上場株式等に係る株式の分割又は併合により取得する上場株式等で、当該株式の分割又は併合に係る上場株式等の当該出国口座への受入れを、当該振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

二 当該出国口座に係る振替口座簿に記載又は記録がされている上場株式等に係る第二十五条の十の第十五項第六号に規定する株式無償割当てにより取得する上場株式等で、当該株式無償割当てに係る上場株式等の当該出国口座への受入れを、当該振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

三 当該出国口座に係る振替口座簿に記載又は記録がされている上場株式等を発行した法第三十七条の十第三項第一号に規定する法人の第二十五条の十の第十五項第七号に規定する合併により取得する同号に規定する合併法人の株式若しくは出資又は同号に規定する合併親法人株式で、当該合併法人の株式若しくは出資又は合併親法人株式の当該出国口座への受入れを、当該振替口座簿に

による受入れ及び払出しを含むものとし、次に掲げる上場株式等の受入れをする場合における当該受入れ及び払出しを除く。以下この項において同じ。）が行われない場合における当該上場株式等と同銘柄の上場株式等とする。

一 当該出国口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該出国口座に保管の委託がされている上場株式等に係る株式の分割又は併合により取得する上場株式等で、当該株式の分割又は併合に係る上場株式等の当該出国口座への受入れを、当該振替口座簿又は株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

二 当該出国口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該出国口座に保管の委託がされている上場株式等に係る第二十五条の十の第十五項第六号に規定する株式無償割当てにより取得する上場株式等で、当該株式無償割当てに係る上場株式等の当該出国口座への受入れを、当該振替口座簿又は株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

三 当該出国口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該出国口座に保管の委託がされている上場株式等を発行した法第三十七条の十第三項第一号に規定する法人の第二十五条の十の第十五項第七号に規定する合併により取得する同号に規定する合併法人の株式若しくは出資又は同号に規定する合併親法人株式で、当該合併法人の株式若しくは出資又は合併親法人株式の当

記載又は記録をする方法により行うもの

四 (略)

五 当該出国口座に係る振替口座簿に記載又は記録がされている上場株式等を発行した法第三十七条の十第三項第二号に規定する法人の第二十五条の十の第十五項第九号に規定する分割により取得する同号に規定する分割承継法人の株式(同号に規定する株式をいう。以下この号において同じ。)又は同項第九号に規定する分割承継親法人株式で、当該分割承継法人の株式又は分割承継親法人株式の当該出国口座への受入れを、当該振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

六 当該出国口座に係る振替口座簿に記載又は記録がされている上場株式等に係る第二十五条の十の第十五項第十号に規定する株式交換により取得する同号に規定する株式交換完全親法人の株式若しくは同号に規定する親法人の株式又は同号に規定する株式移転により取得する同号に規定する株式移転完全親法人の株式で、これらの株式の当該出国口座への受入れを、当該振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

当該出国口座への受入れを、当該振替口座簿又は株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

四 (略)

五 当該出国口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該出国口座に保管の委託がされている上場株式等を発行した法第三十七条の十第三項第二号に規定する法人の第二十五条の十の第十五項第九号に規定する分割により取得する同号に規定する分割承継法人の株式(同号に規定する株式をいう。以下この号において同じ。)又は同項第九号に規定する分割承継親法人株式で、当該分割承継法人の株式又は分割承継親法人株式の当該出国口座への受入れを、当該振替口座簿又は株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

六 当該出国口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該出国口座に保管の委託がされている上場株式等に係る第二十五条の十の第十五項第十号に規定する株式交換により取得する同号に規定する株式交換完全親法人の株式若しくは同号に規定する親法人の株式又は同号に規定する株式移転により取得する同号に規定する株式移転完全親法人の株式で、これらの株式の当該出国口座への受入れを、当該振替口座簿又は株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

<p>七 当該出国口座に係る振替口座簿に記載又は記録がされている上場株式等で第二十五条の十の第二十五項第十一号に規定する取得条項付株式、全部取得条項付種類株式又は取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る同号に規定する取得事由の発生又は取得決議により取得する上場株式等で、当該取得する上場株式等の当該出国口座への受入れを、当該振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの</p> <p>八 当該出国口座に係る振替口座簿に記載又は記録がされている上場株式等について与えられた所得税法第五十七条の四第三項第五号に規定する取得条項付新株予約権に係る同号に規定する取得事由の発生により取得する上場株式等で、当該取得する上場株式等の当該出国口座への受入れを、当該振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの</p> <p>九 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>七 当該出国口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該出国口座に保管の委託がされている上場株式等で第二十五条の十の第二十五項第十一号に規定する取得条項付株式、全部取得条項付種類株式又は取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る同号に規定する取得事由の発生又は取得決議により取得する上場株式等で、当該取得する上場株式等の当該出国口座への受入れを、当該振替口座簿又は株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの</p> <p>八 当該出国口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該出国口座に保管の委託がされている上場株式等について与えられた所得税法第五十七条の四第三項第五号に規定する取得条項付新株予約権に係る同号に規定する取得事由の発生により取得する上場株式等で、当該取得する上場株式等の当該出国口座への受入れを、当該振替口座簿又は株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの</p> <p>九 (略)</p> <p>4 (略)</p>
--	--

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）（第十二条関係）

改正案	現行
<p>（振替機構債券等についての申請の制限の対象となる社債、株式等の振替に関する法律等の規定による申請）</p> <p>第六条 法第八条第七項の政令で定める申請は、次に掲げるもの（相続、遺贈、合併その他これらに準ずる事由によるものを除く。）とする。</p> <p>一 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）附則第三十一条第二項において準用する同法附則第十四条第一項の規定による記載又は記録の申請</p> <p>二 社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二号）第二十三条において準用する同令第八条第一項又は第九条第一項の規定による記載又は記録の申請</p> <p>三 社債、株式等の振替に関する法律施行令第二十三条において準用する同令第十一条第一項の規定による記載又は記録の抹消の申請</p>	<p>（振替機構債券等についての申請の制限の対象となる社債等の振替に関する法律等の規定による申請）</p> <p>第六条 法第八条第七項の政令で定める申請は、次に掲げるもの（相続、遺贈、合併その他これらに準ずる事由によるものを除く。）とする。</p> <p>一 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）附則第三十一条第二項において準用する同法附則第十四条第一項の規定による記載又は記録の申請</p> <p>二 社債等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二号）第二十三条において準用する同令第八条第一項又は第九条第一項の規定による記載又は記録の申請</p> <p>三 社債等の振替に関する法律施行令第二十三条において準用する同令第十一条第一項の規定による記載又は記録の抹消の申請</p>

国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）（第十三条関係）

改正案	現行
<p>（差押調書の記載事項） 第二十一条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 次の各号に掲げる財産を差し押さえた場合には、それぞれ当該各号に定める旨を差押調書の謄本に付記しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第七十三条第一項（電話加入権等の差押えの手續及び効力発生時期）に規定する振替社債等（以下この号及び第三十条第三項（不動産の差押書等の記載事項）において「振替社債等」という。） 法第七十三条の第二項（差し押さえた振替社債等の処分禁止）の規定によりその振替社債等の取立てその他の処分又は振替若しくは抹消の申請を禁ずる旨</p> <p>（債権差押通知書の記載事項） 第二十七条（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>（差押調書の記載事項） 第二十一条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第五十四条第二号（差押調書を作成すべき債権）に掲げる債権（以下「債権」という。）を差し押さえた場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める旨を差押調書の謄本に付記しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第六十二条第一項に規定する振替社債等（以下この項及び第二十七条において「振替社債等」という。） 法第六十二条の第二項（差し押さえた振替社債等の処分禁止）の規定によりその振替社債等の取立てその他の処分又は振替若しくは抹消の申請を禁ずる旨</p> <p>（債権差押通知書の記載事項） 第二十七条（略）</p> <p>2 法第六十二条の第二項（振替社債等の差押えの手續）に規定する債権差押通知書には、次の事項を記載しなければならない。</p>

(不動産の差押書等の記載事項)

第三十条 (略)

2 (略)

3 法第七十三条の二第一項(振替社債等の差押えの手續及び効力発生時期)に規定する差押通知書には、次の事項を記載しなければならない。

一 滞納者の氏名及び住所又は居所

二 第一項第一号に掲げる事項

三 差し押さえる振替社債等の種類及び額又は数

四 振替社債等の発行者に送達する差押通知書にあつては、前号の振替社債等につき滞納者に対する債務の履行を禁ずる旨及び徴収職員に対しその履行をすべき旨

五 法第七十三条の二第一項に規定する振替機関等に送達する差押通知書にあつては、第三号の振替社債等につき振替社債等の振替

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項

二 差し押さえる振替社債等の種類及び額

三 第三債務者に送達する債権差押通知書にあつては、前号の振替社債等につき滞納者に対する債務の履行を禁ずる旨及び徴収職員に対しその履行をすべき旨

四 法第六十二条の二第一項に規定する振替機関等に送達する債権差押通知書にあつては、第二号の振替社債等につき振替社債等の振替又は抹消を禁ずる旨

(不動産の差押書等の記載事項)

第三十条 (略)

2 (略)

(新設)

又は抹消を禁ずる旨

割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）（第十四条関係）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（有価証券の換価） 第十二条 経済産業局長は、有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。）が供託されている場合において、必要があるときは、これを換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。</p>	<p>（有価証券の換価） 第十二条 経済産業局長は、有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。）が供託されている場合において、必要があるときは、これを換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。</p>

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）（第十五条関係）

改正案	現行
<p>（担保の提供手続）</p> <p>第十六条 法第五十条第一号、第二号又は第七号（国債、地方債等）に掲げる担保のうち振替株式等（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項第十二号から第二十一号まで（定義）に掲げる社債等で同条第二項に規定する振替機関が取り扱うものをいう。次項及び次条第三項において同じ。）以外のもの（社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項（振替債の供託）に規定する振替債にあつては、財務省令で定めるもの）を供託しようとする者は、これを供託してその供託書の正本をその提供先の国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長（以下この条及び次条において「国税庁長官等」という。）に提出しなければならない。ただし、登録国債については、その登録を受け、登録済通知書を国税庁長官等に提出しなければならない。</p> <p>2 法第五十条第二号に掲げる担保のうち振替株式等を提供しようとする者は、振替株式等の種類に応じ、当該振替株式等に係る振替口座簿の国税庁長官等の口座の質権欄に増加又は増額の記載又は記録をするために振替の申請をしなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>（担保の提供手続）</p> <p>第十六条 法第五十条第一号、第二号又は第七号（国債、地方債等）に掲げる担保（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項（振替社債等の供託）に規定する振替社債等にあつては、財務省令で定めるもの）を提供しようとする者は、これを供託してその供託書の正本をその提供先の国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長（以下この条及び次条において「国税庁長官等」という。）に提出しなければならない。ただし、登録国債については、その登録を受け、登録済通知書を国税庁長官等に提出しなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>2・3 （略）</p>

<p>(担保の解除) 第十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 国税庁長官等は、次に掲げる担保を解除したときは、当該各号に定める手続をしなければならない。</p> <p>一 法第五十条第一号、第二号又は第七号(国債、地方債等)に掲げる担保(振替株式等を除く。) 前条第一項の規定により提出された供託書の正本又は登録済通知書の返還</p> <p>二 振替株式等 当該振替株式等について、前条第二項の規定により振替口座簿における減少又は減額の記載又は記録を受けた者の口座に、増加又は増額の記載又は記録をするための振替の申請</p> <p>三 法第五十条第三号から第五号まで(土地、建物等)に掲げる担保 前条第三項の規定により関係機関に嘱託した抵当権の登記又は登録の抹消の嘱託</p>	<p>(担保の解除) 第十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 国税庁長官等は、次に掲げる担保を解除したときは、当該各号に定める手続をしなければならない。</p> <p>一 法第五十条第一号、第二号又は第七号(国債、地方債等)に掲げる担保 前条第一項の規定により提出された供託書の正本又は登録済通知書の返還</p> <p>(新設)</p> <p>二 法第五十条第三号から第五号まで(土地、建物等)に掲げる担保 前条第二項の規定により関係機関に嘱託した抵当権の登記又は登録の抹消の嘱託</p>
---	---

改正案	現行
<p>（法第二章の規定を適用する有価証券とみなされる権利の範囲）</p> <p>第二条の十 法第三条第三号ロに規定する政令で定めるものは、次に掲げる権利とする。</p> <p>一 法第二条第二項第一号に掲げる権利のうち、その信託財産に属する資産の価額の総額の百分の五十を超える額を有価証券に対する投資に充てて運用を行う信託の受益権（次に掲げるものを除く）。</p> <p>イ ト （略）</p> <p>チ 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第五十一条第一項の規定により締結する加入者保護信託契約に係る信託の受益権</p> <p>リ ャ （略）</p> <p>二 五 （略）</p> <p>三 （略）</p> <p>（法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるもの）</p> <p>第三条の二の二 法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三 （略）</p>	<p>（法第二章の規定を適用する有価証券とみなされる権利の範囲）</p> <p>第二条の十 法第三条第三号ロに規定する政令で定めるものは、次に掲げる権利とする。</p> <p>一 法第二条第二項第一号に掲げる権利のうち、その信託財産に属する資産の価額の総額の百分の五十を超える額を有価証券に対する投資に充てて運用を行う信託の受益権（次に掲げるものを除く）。</p> <p>イ ト （略）</p> <p>チ 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第五十一条第一項の規定により締結する加入者保護信託契約に係る信託の受益権</p> <p>リ ャ （略）</p> <p>二 五 （略）</p> <p>三 （略）</p> <p>（法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるもの）</p> <p>第三条の二の二 法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三 （略）</p>

四 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券で投資法人債券に類する証券を含む。次条第三号において同じ。）であつて、社債、株式等の振替に関する法律に規定する短期社債又は前三号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

（少人数向け勧誘に係る告知を要しない勧誘）

第三条の二の三 法第二十三条の十三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる有価証券の有価証券発行勧誘等（法第四条第一項第四号に規定する有価証券発行勧誘等をいい、法第二十三条の十三第三項各号に定める場合に該当するものに限る。）とする。

一・二（略）

三 資産流動化法に規定する特定短期社債、社債、株式等の振替に関する法律に規定する短期社債、保険業法に規定する短期社債又は投資信託及び投資法人に関する法律に規定する短期投資法人債（法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券でこれらに準ずるものとして内閣府令で定めるものを含む。）

（密接な関係を有する会社）

第四条の四（略）

2（略）

3 前二項の場合において、これらの規定に規定する者が所有する議

四 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券で投資法人債券に類する証券を含む。次条第三号において同じ。）であつて、社債等の振替に関する法律に規定する短期社債又は前三号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

（少人数向け勧誘に係る告知を要しない勧誘）

第三条の二の三 法第二十三条の十三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる有価証券の有価証券発行勧誘等（法第四条第一項第四号に規定する有価証券発行勧誘等をいい、法第二十三条の十三第三項各号に定める場合に該当するものに限る。）とする。

一・二（略）

三 資産流動化法に規定する特定短期社債、社債等の振替に関する法律に規定する短期社債、保険業法に規定する短期社債又は投資信託及び投資法人に関する法律に規定する短期投資法人債（法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券でこれらに準ずるものとして内閣府令で定めるものを含む。）

（密接な関係を有する会社）

第四条の四（略）

2（略）

（新設）

決権には、社債、株式等の振替に関する法律第四百七十七条第一項又は第四百八十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

（密接な関係を有する会社以外の者）

第四条の七（略）

2（略）

3 第四条の四第三項の規定は、前二項の場合においてこれらの規定に規定する者が所有する議決権について準用する。

（公開買付けによらなければならない有価証券等）

第六条 法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、次に掲げる有価証券（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権（社債、株式等の振替に関する法律第四百七十七条第一項又は第四百八十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない有価証券に係る議決権を含む。）を行使することができない株式（第十四条の五の二において「議決権のない株式」という。）に係る株券その他の内閣府令で定めるものを除く。以下この節において「株券等」という。）とする。

（密接な関係を有する会社以外の者）

第四条の七（略）

2（略）

（新設）

（公開買付けによらなければならない有価証券等）

第六条 法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、次に掲げる有価証券（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式（第十四条の五の二において「議決権のない株式」という。）に係る株券その他の内閣府令で定めるものを除く。以下この節において「株券等」という。）とする。

一〇五 (略)

2 (略)

(公開買付けの適用除外となる買付け等)

第六条の二 法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等(同項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。)とする。

一〇四 (略)

五 法人等の行う特定買付け等であつて、当該法人等に対してその総株主等の議決権の数の百分の五十を超える数の議決権(社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は第四百四十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。))の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含む。))に係る株式又は出資を所有する関係(内閣府令で定める場合を除く。以下この号において「特別支配関係」という。))にある法人等(次号において「親法人等」という。))が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等から行うもの

六 特定買付け等を行う者と当該特定買付け等を行う者の親法人等その他の内閣府令で定める者(以下この号において「関係法人等」という。))が合わせて他の発行者の総株主等の議決権の数の三

一〇五 (略)

2 (略)

(公開買付けの適用除外となる買付け等)

第六条の二 法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等(同項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。)とする。

一〇四 (略)

五 法人等の行う特定買付け等であつて、当該法人等に対してその総株主等の議決権の数の百分の五十を超える数の議決権に係る株式又は出資を所有する関係(内閣府令で定める場合を除く。以下この号において「特別支配関係」という。))にある法人等(次号において「親法人等」という。))が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等から行うもの

六 特定買付け等を行う者と当該特定買付け等を行う者の親法人等その他の内閣府令で定める者(以下この号において「関係法人等」という。))が合わせて他の発行者の総株主等の議決権の数の三

分の一を超える数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口をいう。以下この節において同じ。）に係る議決権を含む。）に係る株式又は投資口（外国投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する外国投資法人をいう。以下同じ。）の社員の地位を含む。以下この節において同じ。）を所有している場合における当該関係法人等（内閣府令で定める者を除く。）から行う当該他の発行者の株券等の当該特定買付け等（前号に掲げるものを除く。）

七十五（略）

2・3（略）

（公開買付規制の適用となる買付け等）

第七条 法第二十七条の二第一項第一号に規定する所有に準ずるものとして政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合
- 二 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者の株主若しくは投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいい、外国投資法人の社員を含む。第十四条の六の二第二号において同じ。）としての議

分の一を超える数の議決権に係る株式又は投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口をいい、外国投資法人（同条第二十三項に規定する外国投資法人をいう。以下同じ。）の社員の地位を含む。以下この節において同じ。）を所有している場合における当該関係法人等（内閣府令で定める者を除く。）から行う当該他の発行者の株券等の当該特定買付け等（前号に掲げるものを除く。）

七十五（略）

2・3（略）

（公開買付規制の適用となる買付け等）

第七条 法第二十七条の二第一項第一号に規定する所有に準ずるものとして政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合
- 二 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者の株主若しくは投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいい、外国投資法人の社員を含む。第十四条の六の二第二号において同じ。）としての議

<p>決権（社債、株式等の振替に関する法律第一百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株券等に係る議決権を含む。）を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合</p>	<p>決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合</p>
<p>三〇六（略） 二〇七（略）</p>	<p>三〇六（略） 二〇七（略）</p>
<p>（特別の関係） 第九条（略） 二〇五（略）</p>	<p>（特別の関係） 第九条（略） 二〇五（略）</p>
<p>6 第四条の四第三項の規定は、第一項第二号及び前二項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（特別の関係） 第十四条の七（略） 二〇三（略）</p>	<p>（特別の関係） 第十四条の七（略） 二〇三（略）</p>
<p>4 第四条の四第三項の規定は、第一項第二号及び前二項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。 。この場合において、同条第三項中「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二</p>	<p>（新設）</p>

百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）とあるのは「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項」と、「株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。

（特別の関係）

第十五条の十（略）

2～4（略）

5 第四条の四第三項の規定は、前三項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第三項中「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項」これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）とあるのは「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項」と、「株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。

（営業保証金に係る権利の実行の手続）

第十五条の十四（略）

2～6（略）

7 金融庁長官は、有価証券（社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。）が供託されている場合において、権利の実行に必要なときは、これを換価すること

（特別の関係）

第十五条の十（略）

2～4（略）

（新設）

（営業保証金に係る権利の実行の手続）

第十五条の十四（略）

2～6（略）

7 金融庁長官は、有価証券（社債等の振替に関する法律第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。）が供託されている場合において、権利の実行に必要なときは、これを換価することがで

ができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。

(短期社債に類する有価証券等)

第十五条の十七 (略)

2 (略)

3 法第三十三条第二項第一号に規定する法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち政令で定めるものは、同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有するもののうち発行日から償還日までの期間が一年未満のもの又は社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債若しくは第一項第一号若しくは法第二条第一項第四号若しくは第八号に掲げる有価証券に準ずるものとして内閣府令で定めるものとする。

4 (略)

(届出期間の変更事由)

第十八条の九 法第七十九条の五十五第二項に規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～四 (略)

五 社債、株式等の振替に関する法律第六十条第五項の規定により支払を行うこととなったこと。

(基金による支払の対象から除かれる者)

きる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。

(短期社債に類する有価証券等)

第十五条の十七 (略)

2 (略)

3 法第三十三条第二項第一号に規定する法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち政令で定めるものは、同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有するもののうち発行日から償還日までの期間が一年未満のもの又は社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債若しくは第一項第一号若しくは法第二条第一項第四号若しくは第八号に掲げる有価証券に準ずるものとして内閣府令で定めるものとする。

4 (略)

(届出期間の変更事由)

第十八条の九 法第七十九条の五十五第二項に規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～四 (略)

五 社債等の振替に関する法律第六十条第五項の規定により支払を行うこととなったこと。

(基金による支払の対象から除かれる者)

第十八条の十一 法第七十九条の五十六第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一～三 (略)

四 補償対象債権に係る顧客資産のうちに、振替機関等（社債、株式等の振替に関する法律第二条第五項に規定する振替機関等をいう。以下この号において同じ。）の誤記載等（同法第五十八条に規定する誤記載等をいう。）によつて受けた損害に係る債権であつて、破産手続、再生手続、更生手続、特別清算手続又は外国倒産処理手続が開始されたときにおいて現に破産直近上位機関等（同条に規定する破産直近上位機関等をいう。）に対して有する債権を有している振替機関等（当該債権に係る補償対象債権に限り、前二号に掲げる者を除く。）

五 (略)

(特別の関係)

第十九条の三 (略)

2～4 (略)

5 第四条の四第三項の規定は、第一項第三号及び前二項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第三項中「第四百七条第一項又は第四百八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」とある

第十八条の十一 法第七十九条の五十六第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一～三 (略)

四 補償対象債権に係る顧客資産のうちに、振替機関等（社債等の振替に関する法律第二条第五項に規定する振替機関等をいう。以下この号において同じ。）の誤記載等（同法第五十八条に規定する誤記載等をいう。）によつて受けた損害に係る債権であつて、破産手続、再生手続、更生手続、特別清算手続又は外国倒産処理手続が開始されたときにおいて現に破産直近上位機関等（同条に規定する破産直近上位機関等をいう。）に対して有する債権を有している振替機関等（当該債権に係る補償対象債権に限り、前二号に掲げる者を除く。）

五 (略)

(特別の関係)

第十九条の三 (略)

2～4 (略)

(新設)

るのは「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項」と、「株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。

(公開買付けに準ずる行為)

第三十一条 法第六十六条第六項第四号及び第六十七条第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当する株券(外国の者の発行する証券又は証券で株券の性質を有するものを含む。)の発行者である会社の発行する株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券(外国の者の発行する証券又は証券で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。)その他内閣府令で定める有価証券(以下この条において「株券等」という。)を買い集める者(その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。)が自己又は他人(仮設人を含む。以下この条において同じ。)の名義をもつて買い集める当該株券等に係る議決権の数(株券(外国の者の発行する証券又は証券で株券の性質を有するものを含む。)については株式に係る議決権(社債、株式等の振替に関する法律第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含む。)(の数、その他のものについては内閣府令で定めるところにより換算した株式に係る議決権の数をいう。以下この条において同じ。)(の合計が当該株券等の発行者である会社

(公開買付けに準ずる行為)

第三十一条 法第六十六条第六項第四号及び第六十七条第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当する株券(外国の者の発行する証券又は証券で株券の性質を有するものを含む。)の発行者である会社の発行する株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券(外国の者の発行する証券又は証券で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。)その他内閣府令で定める有価証券(以下この条において「株券等」という。)を買い集める者(その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。)が自己又は他人(仮設人を含む。以下この条において同じ。)の名義をもつて買い集める当該株券等に係る議決権の数(株券(外国の者の発行する証券又は証券で株券の性質を有するものを含む。)については株式に係る議決権の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより換算した株式に係る議決権の数をいう。以下この条において同じ。)(の合計が当該株券等の発行者である会社の総株主等の議決権の数の百分の五以上である場合における当該株券等を買集める行為(以下この条において「買集め行為」という。)とする。ただし、

の総株主等の議決権の数の百分の五以上である場合における当該株券等を買集める行為（以下この条において「買集め行為」という。）とする。ただし、当該株券等を買集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合（自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等に係る議決権の数の合計を当該会社の総株主等の議決権の数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。

当該株券等を買集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合（自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等に係る議決権の数の合計を当該会社の総株主等の議決権の数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。

積立式宅地建物販売業法施行令（昭和四十六年政令第二百四十五号）（第十八条関係）

改 正 案	現 行
<p>（有価証券の換価）</p> <p>第十三条 国土交通大臣又は都道府県知事は、法第十九条第一項の規定により有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。）が供託されている場合において、必要があるときは、これを換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。</p>	<p>（有価証券の換価）</p> <p>第十三条 国土交通大臣又は都道府県知事は、法第十九条第一項の規定により有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。）が供託されている場合において、必要があるときは、これを換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。</p>

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和五十二年政令第三百十七号）（第十九条関係）

改正案	現行
<p>（法第十条第二項及び第四項の政令で定める金額等） 第十四条（略） 2・3（略）</p> <p>4 法第十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める数値は、次の各号に掲げる場合に依りて当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 株式発行会社（法第十条第四項において準用する場合にあつては、同項に規定する外国会社）の総株主の議決権に占める株式会社の有会社の当該取得し、又は所有する株式に係る議決権の割合（次号及び第三号において「議決権保有割合」という。）が、百分の十以下の値から増加して、百分の十を超えることとなり、かつ、百分の二十五を超えることとならない場合 百分の十 二・三（略）</p> <p>5 法第十条第四項の政令で定める金額は、十億円とする。</p> <p>（法第十五条第二項の政令で定める金額） 第十六条 法第十五条第二項（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）次項において同じ。）の百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、百億円とする。</p>	<p>（法第十条第二項及び第三項の政令で定める金額等） 第十四条（略） 2・3（略）</p> <p>4 法第十条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める数値は、次の各号に掲げる場合に依りて当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 株式発行会社（法第十条第三項において準用する場合にあつては、同項に規定する外国会社）の総株主の議決権に占める株式会社の有会社の当該取得し、又は所有する株式に係る議決権の割合（次号及び第三号において「議決権保有割合」という。）が、百分の十以下の値から増加して、百分の十を超えることとなり、かつ、百分の二十五を超えることとならない場合 百分の十 二・三（略）</p> <p>5 法第十条第三項の政令で定める金額は、十億円とする。</p> <p>（法第十五条第二項の政令で定める金額） 第十六条 法第十五条第二項（同条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）次項において同じ。）の百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、百億円とする。</p>

前払式証券の規制等に関する法律施行令（平成二年政令第百九十三号）（第二十条関係）

改正案	現行
<p>（発行者との密接な関係） 第三条（略）</p> <p>2 前項第二号の場合において、一方の法人が他方の法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有するかどうかの判定は、次に掲げる割合を合計した割合により行うものとする。</p> <p>一 当該一方の法人が自己の名義をもって所有する当該他方の法人の株式又は出資（以下この項において「株式等」という。）に係る議決権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七十七条第一項又は第四百八十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に對抗することができない株式等に係る議決権を含む。次号において「対象議決権」という。）が当該他方の法人の総株主等の議決権のうちを占める割合</p> <p>二 当該一方の法人の子法人（その総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権に係る株式等を当該一方の法人が自己の名義をもって所有している法人をいう。以下この号において同じ。）</p>	<p>（発行者との密接な関係） 第三条（略）</p> <p>2 前項第二号の場合において、一方の法人が他方の法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有するかどうかの判定は、次に掲げる割合を合計した割合により行うものとする。</p> <p>一 当該一方の法人が自己の名義をもって所有する当該他方の法人の株式又は出資（以下この項において「株式等」という。）に係る議決権が当該他方の法人の総株主等の議決権のうちを占める割合</p> <p>二 当該一方の法人の子法人（その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式等を当該一方の法人が自己の名義をもって所有している法人をいう。以下この号において同じ。）が自</p>

<p>3 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>2 7 (略)</p> <p>2 7 (略)</p> <p>8 金融庁長官は、有価証券（社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。）が供託されている場合において、権利の実行に必要なときは、これを換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。</p>	<p>3 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>2 7 (略)</p> <p>2 7 (略)</p> <p>8 金融庁長官は、有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。）が供託されている場合において、権利の実行に必要なときは、これを換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。</p>
--	---

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）（第二十一条関係）

改正案	現行
<p>（営業保証金に係る権利の実行の手続）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 金融庁長官は、有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。）が供託されている場合において、権利の実行に必要なときは、これを換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。</p> <p>（委託者及び受託者と密接な関係を有する者）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 第一項第八号又は第二項第八号の場合において、第一項第七号に掲げる者又は第二項第七号に掲げる者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第四百七十七条第一項又は第四百八十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むも</p>	<p>（営業保証金に係る権利の実行の手続）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 金融庁長官は、有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。）が供託されている場合において、権利の実行に必要なときは、これを換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。</p> <p>（委託者及び受託者と密接な関係を有する者）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>（新設）</p>

<p>のとする。</p> <p>(信託業務を営む金融機関と密接な関係を有する者の範囲)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第八条第六項の規定は、第一項第八号の場合において同項第七号に掲げる者が保有する議決権について準用する。</p>	<p>(信託業務を営む金融機関と密接な関係を有する者の範囲)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>
--	--

保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）（第二十二條關係）

改正案	現行
<p>（営業保証金に係る権利の実行の手續） 第十三条の四（略） 2、6（略） 7 金融庁長官は、有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。以下同じ。）が供託されている場合において、権利の実行に必要があるときは、これを換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。</p> <p>（委託者及び受託者と密接な關係を有する者） 第十三条の五の二（略） 2・3（略） 4 第一項第八号又は第二項第八号の場合において、第一項第七号に掲げる者又は第二項第七号に掲げる者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第四百七十七条第一項又は第四百八十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むも</p>	<p>（営業保証金に係る権利の実行の手續） 第十三条の四（略） 2、6（略） 7 金融庁長官は、有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。以下同じ。）が供託されている場合において、権利の実行に必要があるときは、これを換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。</p> <p>（委託者及び受託者と密接な關係を有する者） 第十三条の五の二（略） 2・3（略） （新設）</p>

<p>のとする。</p> <p>(保険金信託業務を行う生命保険会社等と密接な関係を有する者の 範囲)</p> <p>第十三条の七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第十三条の五の二第四項の規定は、第一項第八号の場合において 同項第七号に掲げる者が保有する議決権について準用する。</p>	<p>(保険金信託業務を行う生命保険会社等と密接な関係を有する者の 範囲)</p> <p>第十三条の七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>
--	--

金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）（第二十三条関係）

改正案	現行
<p>（総務企画局の所掌事務）</p> <p>第二条 総務企画局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三十九（略）</p> <p>四十 株式、社債その他の有価証券の振替に関する事 四十一～四十五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（市場課の所掌事務）</p> <p>第十二条 市場課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十二（略）</p> <p>十三 株式、社債その他の有価証券の振替に関する事 十四（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（総務企画局の所掌事務）</p> <p>第二条 総務企画局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三十九（略）</p> <p>四十 株式、社債その他の有価証券の保管及び振替に関する事 四十一～四十五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（市場課の所掌事務）</p> <p>第十二条 市場課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十二（略）</p> <p>十三 株式、社債その他の有価証券の保管及び振替に関する事 十四（略）</p> <p>2（略）</p>

担保付社債信託法施行令（平成十四年政令第五十一号）（第二十四条関係）

改正案	現行
<p>（委託者及び受託者と密接な関係を有する者）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2）5（略）</p> <p>6） 第一項第八号又は第二項第八号の場合において、第一項第七号に掲げる者又は第二項第七号に掲げる者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。</p> <p>（信託会社と密接な関係を有する者の範囲）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3） 前条第六項の規定は、第一項第八号の場合において同項第七号に掲げる者が保有する議決権について準用する。</p>	<p>（委託者及び受託者と密接な関係を有する者）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2）5（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（信託会社と密接な関係を有する者の範囲）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新設）</p>

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十六年政令第二百六十六号）（第二十五条関係）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（振替株式の内容の公示）</p> <p>第三条 改正法附則第八条第八項に規定する政令で定める方法は、電磁的方法（改正法第一条の規定による改正後の社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第三十四条第三項に規定する電磁的方法をいう。）であつて、内閣府令・法務省令（国債を取り扱う特定振替機関（改正法附則第七条第一項前段に規定する特定振替機関をいう。）の場合にあつては、内閣府令・法務省令・財務省令）で定めるものにより、改正法附則第八条第五項の通知に係る振替株式（改正法附則第七条第一項前段に規定する振替株式をいう。）の全部につき振替口座簿（改正法附則第七条第二項に規定する振替口座簿をいう。）の抹消が行われる日まで、不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置く措置とする。</p>	<p>附則</p> <p>（振替株式の内容の公示）</p> <p>第三条 改正法附則第八条第八項において準用する改正法第一条による改正後の社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下この条及び次条において「新振替法」という。）第六十九條第一項に規定する政令で定める方法は、電磁的方法（新振替法第三十四条第三項に規定する電磁的方法をいう。次条において同じ。）であつて、内閣府令・法務省令（国債を取り扱う特定振替機関（改正法附則第七条第一項前段に規定する特定振替機関をいう。）の場合にあつては、内閣府令・法務省令・財務省令。次条において同じ。）で定めるものにより、改正法附則第八条第五項の通知に係る振替株式（改正法附則第七条第一項前段に規定する振替株式をいう。次条において同じ。）の全部につき振替口座簿（改正法附則第七条第二項に規定する振替口座簿をいう。次条において同じ。）の抹消が行われる日まで、不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置く措置とする。</p>

(削る)

第四条
(略)

第四条 改正法附則第九条第六項において準用する新振替法第百六十
九条第一項に規定する政令で定める方法は、電磁的方法であつて、
内閣府令・法務省令で定めるものにより、改正法附則第九条第三項
の通知に係る振替株式の全部につき振替口座簿の抹消が行われる日
まで、不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置く
措置とする。

第五条
(略)

信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）（第二十六条関係）

改正案	現行
<p>（受託者と密接な関係を有する者の範囲）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2）4（略）</p> <p>5） 第一項第八号の場合において、同項第七号に掲げる者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。</p> <p>（特別の関係）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2）4（略）</p> <p>5） 第二条第五項の規定は、前三項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第五項中「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る</p>	<p>（受託者と密接な関係を有する者の範囲）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2）4（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（特別の関係）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2）4（略）</p> <p>（新設）</p>

（ ）において準用する場合を含む。」「とあるのは「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項」と、「株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。

（信託会社等の営業保証金に係る権利の実行の手続）

第十一条（略）

2～6（略）

7 金融庁長官は、有価証券（社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。）が供託されている場合において、権利の実行に必要があるときは、これを換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。

（委託者及び受託者と密接な関係を有する者）

第十二条の二（略）

2（略）

3 第二条第五項の規定は、第一項第八号又は前項第八号の場合において、第一項第七号に掲げる者又は前項第七号に掲げる者が保有する議決権について準用する。

（信託会社と密接な関係を有する者の範囲）

第十四条（略）

2（略）

（信託会社等の営業保証金に係る権利の実行の手続）

第十一条（略）

2～6（略）

7 金融庁長官は、有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。）が供託されている場合において、権利の実行に必要があるときは、これを換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。

（委託者及び受託者と密接な関係を有する者）

第十二条の二（略）

2（略）

（新設）

（信託会社と密接な関係を有する者の範囲）

第十四条（略）

2（略）

3 | 第一条第五項の規定は、第一項第八号の場合において同項第七号
に掲げる者が保有する議決権について準用する。

(新設)

2
6
(略)
く。以下この条において「特例上場株式等」という。とする。

2
6
(略)
式等」という。とする。

社債等の振替に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第三百七十号）（第二十八条関係）

改 正 案	現 行
<p>第七章を第十一章とし、同章の前に次の五章を加える。</p> <p>第六章 株式の振替</p> <p>（振替口座簿の記載又は記録事項）</p> <p>第二十八条 法第二百二十九条第三項第七号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 発行者が次のイから八までに掲げる者である場合において、加入者が当該イから八までに定める者であるときは、その旨</p> <p>イ 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五十二条の八第一項に規定する一般放送事業者（ロに掲げるものを除く。）</p> <p>ロ 同項に規定する外国人等</p> <p>口 放送法第二条第三号の五に規定する委託放送事業者 同法第五十二条の二十八第一項の規定により読み替えて適用する同法第五十二条の八第一項に規定する外国人等</p> <p>ハ 放送法第五十二条の三十二第一項に規定する認定放送持株会社 同項に規定する外国人等</p> <p>三・四 （略）</p>	<p>第七章を第十一章とし、同章の前に次の五章を加える。</p> <p>第六章 株式の振替</p> <p>（振替口座簿の記載又は記録事項）</p> <p>第二十八条 法第二百二十九条第三項第七号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 発行者が放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五十二条の八第一項に規定する一般放送事業者である場合において、加入者が同項（同法第五十二条の二十八第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する外国人等であるときは、その旨</p> <p>三・四 （略）</p>